

平成28年度

薬務行政の概要

平成28年6月



はじめに

わが国は世界でも最高水準の長寿国となりましたが、一方で、少子化の傾向は続いている、高齢化の急速な進展という人類がこれまで経験したことのない急激な社会変化の中にはいます。こうした中で、国民の生活に対する期待の声も多種多様となり、それは薬事を取り巻く環境においても例外ではありません。

最近の薬務行政を振り返りますと、患者さんが医薬分業のメリットを十分に感じられる患者本位の医薬分業を実現することを趣旨・目的とした、薬剤師・薬局の基本理念や今後のあり方を示した「患者のための薬局ビジョン」が昨年10月に公表されました。

また、近年大きな社会問題となった危険ドラッグに対しては、「神奈川県薬物濫用防止条例」に基づき、平成27年度は24物質を知事指定薬物として指定し、県独自の対策を図ったほか、危険ドラッグ乱用防止啓発動画が全国的に話題となり、動画の外国語字幕版も作成、公開しました。しかしながら、薬物乱用は予断を許すことができず、引き続き取締りと啓発の両面から、取組みを強化していく必要があります。

このような状況の中で、薬務行政におきましては、かかりつけ薬局の定着促進、在宅医療の推進、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、医薬品等の適正使用の推進、献血の推進、災害時における医薬品等の確保や円滑な供給、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策の強化などを通して、県民の健康づくりと県民の暮らしに根ざした保健医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

今後とも、円滑な薬務行政の推進に向け関係各位の特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

この冊子は、平成28年度の主要事業及び予算の概要と前年度までの各種事業の実績等をとりまとめたものです。関係各位の御参考としていただければ幸いです。

平成28年6月

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

小笠原 規之



目 次

I 機構及び予算	1
1 機 構	1
(1) 沿 革	1
(2) 行政組織機構図	1
(3) 職員数	1
(4) 事務分掌	1
(5) 監視員等配置状況	3
(6) 行政対象の状況	4
2 平成28年度 当初予算	6
(1) 事業体系	6
(2) 総 括	7
(3) 事業別内訳	8
(4) 主要事業の概要	10
II 薬事指導	13
1 薬事審議会	13
2 薬剤師の状況	13
(1) 薬剤師数	13
(2) 薬剤師免許事務処理状況	13
3 薬局及び医薬品等販売業の状況	14
(1) 薬局・医薬品等販売業者数	14
(2) 薬局・医薬品等販売業の許可等事務処理件数	14
4 薬事監視指導	15
(1) 薬事監視指導実施状況	15
(2) 医薬品等の品質検査	17
(3) 医薬品等の違反発見状況	18
5 医薬類似品等の監視指導	18
(1) 健康食品等の試買検査等状況	18
(2) 健康食品等の違反状況	19
6 薬事講習会の開催	20
7 登録販売者試験	20
8 医薬品等価格調査	21
(1) 医薬品価格調査	21
(2) 特定保険医療材料価格調査	21
III 医薬品等の安全対策	22
1 薬事情報の収集・提供	22
(1) 薬物情報電話サービス	23
(2) 薬事情報センター事業の助成	24
2 薬事知識の普及啓発	24
3 医薬品適正使用の推進	25
4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度	25
5 後発医薬品使用促進協議会の開催	25
IV 医薬品等の生産指導	26
1 医薬品製造販売業等の状況	26
(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数	26
(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況	26
2 医薬品等の製造販売・製造状況	27
3 医薬品等国家検定	28

V 毒物劇物指導	29
1 毒物劇物営業者の状況	29
(1) 毒物劇物営業者等数	29
(2) 毒物劇物関係事務処理件数	29
2 毒物劇物監視指導	30
(1) 毒物劇物監視指導実施状況	30
(2) 毒物劇物講習会の開催	31
3 毒物劇物取扱者試験	31
VI 薬物乱用防止対策	32
1 概況	32
2 薬物乱用対策推進体制	32
(1) 薬物乱用対策推進体制	32
(2) 薬物乱用防止対策活動状況	32
(3) 薬物相談窓口	34
(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況	35
3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策	36
(1) 学校薬剤師によるシンナー等薬物乱用防止啓発	36
(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発	36
4 麻薬取扱者等の状況	37
(1) 麻薬等取扱者数	37
(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者)内訳	37
(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数	37
(4) 覚せい剤研究者指定等関係事務処理件数	38
5 麻薬・覚醒剤等の監視指導	39
(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況	39
(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施	40
(3) 麻薬等講習会の開催	41
(4) 麻薬事故状況	41
(5) 向精神薬事故状況	41
(6) 覚せい剤(原料)事故状況	41
6 麻薬中毒者対策	42
(1) 麻薬中毒者診断届出状況	42
(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況	42
7 危険ドラッグ対策	43
(1) 試買検査状況	43
(2) 店舗の監視指導状況	43
(3) インターネットの監視指導状況	43
(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況	44
VII 医薬分業	45
1 概況	45
2 医薬分業の推進対策	45
(1) 薬局に対する指導	45
(2) 小包装医薬品に対する指導	45
(3) 地域基幹薬局の強化拡充	45
(4) 医薬分業推進支援センターの整備	45
(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施	45
(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施	45
(7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化	46
(8) 調剤事故防止対策	46
(9) かかりつけ薬局の定着促進	46
(10) 薬局在宅医療参加促進事業	46
(11) 在宅医療拠点薬局整備事業	46
(12) 健康拠点薬局推進事業	46
(13) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)	46

VIII 献血事業の推進	50
1 概況	50
2 献血の推進	50
(1) 献血推進協議会等の開催	50
(2) 献血思想の普及及び広報	50
3 日本赤十字社血液センターの状況	52
(1) 献血受入機関	52
(2) 県内血液センターの現況	52
4 献血及び供給状況	54
(1) 献 血	54
(2) 供 紹	56
IX 薬剤師の確保	58
1 概要	58
2 研修	58
X 災害時医薬品等の確保対策	59
1 災害時医薬品等の調達	59
2 災害用血液製剤の確保	59
3 国有ワクチン等の供給	59
4 解毒剤の備蓄	59
参考資料・統計	
○神奈川県薬事審議会規則	60
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程	62
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	65
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	66
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱	67
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	68
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	70
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	72
○神奈川県麻薬中毒審査会	73
○薬物クリーンかがわ推進会議規約	74
○神奈川県献血推進協議会要綱	79
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	81
○神奈川県薬務関係団体組織図	82
○薬務課所管公益法人一覧表	83
○処方せん発行枚数、受取薬局・分業率の推移	84
○薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移	85
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移	86
○年度別献血者数と献血量の推移	87
○平成27年都道府県別献血状況	88

本概要において「医薬品医療機器等法」とは、
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を示す。



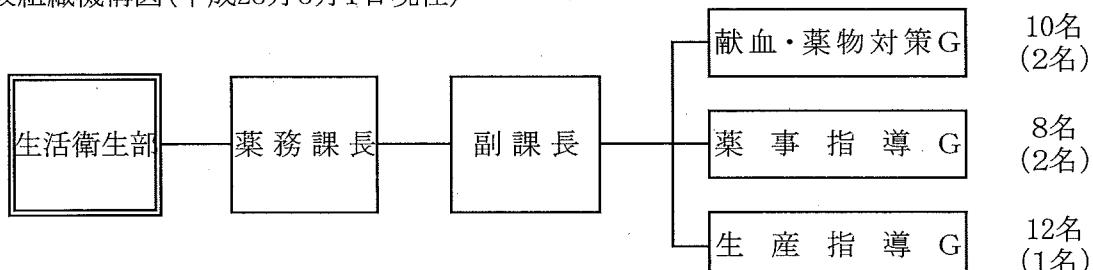
I 機構及び予算

1 機 構

(1) 沿革

- ア 昭和21年11月 卫生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足
イ 昭和37年10月 麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。
ウ 昭和40年1月 機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。
エ 昭和43年7月 機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。
オ 昭和52年5月 機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視
安全・情報の2班となる。
カ 昭和54年6月 機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、
安全・情報の3班となる。
キ 昭和56年6月 機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。
ク 平成元年4月 班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。
ケ 平成9年4月 班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。
コ 平成17年4月 機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、
管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。
サ 平成22年4月 機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グ
ループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。

(2) 行政組織機構図(平成28年6月1日現在)



※ ()内は再任用職員、臨時の任用職員、派遣職員で内数

(3) 職員数

区分	事務職員	技術職員 (薬剤師)	計
人員	6名 (うち再任1名、臨任1名)	26名 (うち臨任2名、派遣1名)	32名 (5名)

そのほか7名：兼務職員(薬剤師)1名、非常勤職員4名(事務2名、薬剤師2名)、日々雇用職員2名

(4) 事務分掌

- 薬務課長 小笠原 規之
薬務課副課長 萩原 伸夫
献血・薬物対策グループリーダー 阿武野 晴美
薬事指導グループリーダー 高柳 栄郎
生産指導グループリーダー 川口 健次

(各グループ別分掌事務)

献血・薬物対策グループ (内線4972, 4973, 4974、4964, 4965)

- 1 人事、服務、研修に関すること
- 2 県議会に関すること
- 3 課の予算編成に関すること
- 4 決算・監査に関すること
- 5 文書の管理に関すること
- 6 各種表彰事務に関すること
- 7 物品調達事務に関すること
- 8 総合計画策定に関すること
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関すること
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関すること
- 11 献血推進協議会に関すること
- 12 薬剤師法の施行に関すること
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関すること
- 14 大麻取締法、覚せい剤取締法(免許等に係るもの除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関すること
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関すること
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関すること
- 17 捜査関係事項照会(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法)に関すること
- 18 薬物乱用対策推進本部に関すること
- 19 麻薬等監視指導に関すること
- 20 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関すること
- 21 危険ドラッグ対策に関すること
- 22 不正大麻・けし撲滅運動に関すること
- 23 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関すること
- 24 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関すること
- 25 他グループに属しない事項に関すること

薬事指導グループ (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関すること
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関すること
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関すること
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関すること
- 5 薬事等監視指導(販売業関係)に関すること
- 6 医薬品等の収去・試買(販売業関係)に関すること
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関すること
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関すること
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関すること
- 10 医薬分業の推進に関すること
- 11 医薬品等安全対策事業の企画に関すること
- 12 「薬と健康の週間」事業に関すること
- 13 薬物情報の収集、整理及び提供に関すること

- 14 薬物情報電話サービスに関すること
- 15 国有ワクチンのあっせんに関すること
- 16 災害時医薬品等の確保対策に関すること
- 17 医薬品及び医療材料の価格調査に関すること
- 18 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関すること
- 19 捜査関係事項照会(医薬品医療機器等法関係)に関すること
- 20 毒物及び劇物取締法の施行(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 21 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 22 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関すること
- 23 薬事審議会に関すること
- 24 後発医薬品の安心使用促進に関すること

生産指導グループ (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関すること
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業に関すること
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関すること
- 4 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関すること
- 5 国家検定等に関すること
- 6 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関すること
- 7 毒物劇物取扱者試験に関すること
- 8 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業に限る)に関すること
- 9 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業に限る)に関すること
- 10 毒物劇物製造業及び輸入業の登録、届出に関すること
- 11 薬事工業生産動態統計調査に関すること
- 12 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関すること
- 13 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関すること
- 14 薬事等監視指導に関すること
- 15 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関すること

(5) 監視員等配置状況

平成28年4月1日現在

区分		① 薬事 監視員	② 毒物劇物 監視員	③ 覚せい剤 監視員	④ 麻薬 取締員	⑤ 麻薬立入 検査員	⑥ 麻薬中毒 患者立会人	⑦ あへん 監視員	⑧ 血液法の 規定による 立入検査員
本 庁	技術	26	26	24	6	24	6	6	17
	事務	0	0	0	0	0	1	1	2
	小計	26	26	24	6	24	7	7	19
保健 事務 福祉 祉所	技術	95	64	59		63			
	事務								
	小計	95	64	59		63			
計		121	90	83	6	87	7	7	19

(根拠法令) ①医薬品医療機器等法第69条 ⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38
 ②毒物及び劇物取締法第17条 ⑥〃 第58条の6
 ③覚せい剤取締法第33条 ⑦あへん法第44条
 ④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条

(6) 行政対象の状況

業種	県市別	NO	県合計 (注5)	県域					
				平	塚	鎌	倉	小田原	茅ヶ崎
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品製造販売業・製造販売・製造業	第一種	1	5	0	0	0	0	1
		第二種(体外診断薬を除く)	2	14	0	0	0	1	1
		体外診断用医薬品	3	11	0	0	0	0	0
		薬局	4	286	12	8	14	2	12
		体外診断薬を除く(注1)	5	92	5	0	9	2	11
		体外診断薬に限る	6	22	1	0	0	0	1
		薬局	7	286	12	8	14	2	12
		医薬部外品製造販売業	8	49	4	1	0	0	5
		医薬部外品製造業	9	111	5	1	10	1	15
		化粧品製造販売業	10	123	3	6	2	0	8
		化粧品製造業	11	192	5	4	11	1	26
		医療機器製造業	12	20	0	0	0	0	0
		医療機器販売業	13	49	1	0	2	0	3
		医療機器第三種	14	34	1	0	0	2	1
		医療機器製造業	15	187	5	2	4	3	10
		医療機器修理業	16	250	3	1	5	3	26
	再生医療等製品販売業	再生医療等製品製造業	17	0	0	0	0	0	0
		再生医療等製品販売業(注2)	18	1	0	0	0	0	0
	薬局・医薬品販売業	小計	19	1,732	57	31	71	17	132
		薬局	20	3,770	152	135	123	108	187
		药店舗販売業	21	1,365	51	34	51	36	92
		卸売販売業	22	583	21	4	19	10	97
		薬種商販売業	23	1	0	0	0	0	0
		特例販売業	24	1	0	0	0	0	0
		配販売業	25	232	-	-	-	-	-
		小計	26	5,952	224	173	193	154	376
		医療機器販売業	27	3,714	123	97	101	85	248
		管理医療機器	28	20,870	656	490	559	603	1,192
		医療機器貸与業	29	1,053	47	24	28	13	0
		医療機器修理業	30	1,133	127	25	84	27	2
		再生医療等製品販売業	31	24	0	0	0	0	4
		計	32	34,478	1,234	840	1,036	899	1,954
毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造業	33	166	18	2	10	8	14	
	毒物劇物輸入業	34	84	7	1	2	2	3	
	毒物劇物一般販売業	35	2,347	122	49	106	72	171	
	毒物劇物農業用品販売業	36	215	19	4	25	8	25	
	毒物劇物特定品目販売業	37	79	6	1	6	1	3	
	特定毒物研究者	38	85	5	2	3	2	7	
	特定毒物業務上取扱者	39	148	8	2	1	1	4	
	特定毒物使用者	40	8	0	0	2	0	0	
	計	41	3,132	185	61	155	94	227	
	麻薬卸売業者	42	27	0	0	3	0	7	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者	43	2,694	102	109	84	81	118	
	特定麻薬等原料卸小売業者	44	154	15	1	6	5	20	
	麻薬施用者※	45	14,453	382	550	330	271	557	
	麻薬管理者※	46	854	32	42	28	19	48	
	麻薬診療施設*	47	3,068	113	161	99	95	158	
	麻薬研究者※	48	132	11	6	2	2	4	
	麻薬研究施設*	49	73	5	5	2	1	2	
	向精神薬卸売業者	50	6	1	0	0	0	1	
	向精神薬試験研究施設	51	131	4	6	5	2	9	
	計	52	21,592	665	880	559	476	924	
覚せい剤取締法	覚せい剤使用者	53	2	0	0	0	0	0	
	覚せい剤研究者	54	32	0	2	0	1	0	
	覚せい剤原料取扱者	55	69	6	1	7	1	7	
	覚せい剤原料研究者	56	23	4	0	1	1	3	
	計	57	126	10	3	8	3	10	
大麻取締法	大麻研究者(注3)	58	15	0	0	0	0	0	
	大麻栽培者(注4)	59	0	0	0	0	0	0	
	採血業者(注5)	60	10	0	0	0	0	2	
	行政対象数 計(*を除く)	61	56,212	1,976	1,618	1,657	1,376	2,957	
	施設数 計(*を除く)	62	43,914	1,669	1,186	1,398	1,180	2,508	

(注1) 地方厚生局長許可施設4施設を含む。 (注2) 地方厚生局長許可施設1施設

(注3) 大麻取締法 (注4) あへん法 (注5) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

平成28年3月末現在

(保健福祉事務所、保健福祉事務所センター)						保健所設置市					NO	
秦 野	三 崎	足 柄 上	大 和	小 計		横 浜 市	川 崎 市	相模原市	横須賀市	藤 沢 市		
0	0	0	0	1		3	1	0	0	0	4	1
0	0	0	0	2		9	2	0	1	0	12	2
0	0	1	0	1		7	1	1	0	1	10	3
4	3	4	12	71		124	46	24	10	11	215	4
2	0	1	1	31		40	10	7	3	1	61	5
1	0	2	1	6		9	3	3	0	1	16	6
4	3	4	12	71		124	46	24	10	11	215	7
1	0	0	3	14		24	5	3	1	2	35	8
6	0	5	2	45		30	17	14	1	4	66	9
2	0	1	4	26		69	11	9	0	8	97	10
6	0	7	2	62		69	26	27	0	8	130	11
1	0	0	2	3		11	4	1	0	1	17	12
0	0	3	2	11		22	9	3	0	4	38	13
2	0	0	0	6		18	5	3	1	1	28	14
5	0	10	4	43		81	34	22	1	6	144	15
3	1	4	5	51		140	31	18	3	7	199	16
0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	17
0	0	1	0	1		0	0	0	0	0	0	18
37	7	43	50	445		780	251	159	31	66	1,287	19
99	21	48	124	997		1,517	572	291	188	205	2,773	20
43	6	15	60	388		515	212	115	65	70	977	21
11	3	9	21	195		233	62	47	20	26	388	22
0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	1	23
0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	1	24
-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	25
153	30	72	205	1,580		2,266	846	454	273	301	4,140	26
94	15	30	120	913		1,583	581	283	168	186	2,801	27
435	59	197	535	4,726		9,041	2,664	2,108	1,127	1,204	16,144	28
23	1	14	44	194		560	191	107	0	1	859	29
28	3	25	56	377		449	125	175	4	3	756	30
1	0	0	1	6		12	3	3	0	0	18	31
771	115	381	1,011	8,241		14,691	4,661	3,289	1,603	1,761	26,005	32
9	0	3	8	72		43	34	9	3	5	94	33
0	0	0	1	16		38	19	4	3	4	68	34
53	11	32	74	690		935	349	178	89	106	1,657	35
13	14	11	5	124		34	8	33	4	12	91	36
0	1	0	4	22		36	5	8	4	4	57	37
3	0	1	1	24		37	11	6	4	3	61	38
3	0	1	6	26		59	54	5	0	4	122	39
1	0	0	0	3		5	0	0	0	0	5	40
82	26	48	99	977		1,187	480	243	107	138	2,155	41
0	0	0	0	10		9	3	2	1	2	17	42
62	12	31	70	669		1,128	429	187	142	139	2,025	43
3	1	0	7	58		57	15	7	1	16	96	44
766	48	119	265	3,288		6,006	2,472	1,390	670	627	11,165	45
23	6	12	27	237		334	117	75	46	45	617	46
89	17	47	87	866		1,271	406	199	154	172	2,202	47
9	0	4	0	38		53	9	16	4	12	94	48
8	0	3	0	26		34	6	4	1	2	47	49
0	0	0	0	2		3	0	0	0	1	4	50
4	0	6	2	38		49	23	15	2	4	93	51
964	84	222	458	5,232		8,944	3,480	1,895	1,021	1,020	16,360	52
0	0	0	0	0		1	1	0	0	0	2	53
2	0	0	0	5		19	3	3	0	2	27	54
2	0	2	1	27		25	5	6	3	3	42	55
0	0	1	0	10		8	5	0	0	0	13	56
4	0	3	1	42		53	14	9	3	5	84	57
0	0	0	0	0		15	0	0	0	0	15	58
0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	59
0	0	0	0	2		5	2	0	0	1	8	60
1,724	208	604	1,482	13,602		23,590	8,225	5,233	2,579	2,751	42,378	61
1,023	171	519	1,277	10,931		18,502	6,039	3,955	2,014	2,241	32,751	62

(注5)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。

2 平成28年度 当初予算

(1)事業体系

(単位：千円)

会計01:一般会計	当初予算額
款05:衛生費	
項04:医薬費	
目05:薬務費	
公会計事業0658:献血・薬物対策費	
事業08:献血事業推進費	
細事業02:献血推進費	
細々事業09:献血推進事業費	1,106
事業19:麻薬等薬物乱用防止対策費	
細事業01:麻薬対策費	
細々事業01:麻薬対策推進費	2,331
細事業02:薬物乱用防止対策費	
細々事業01:薬物乱用防止対策推進費	7,995
細々事業03:薬物乱用防止指導員協議会事業費補助	1,612
細々事業05:危険ドラッグ緊急対策推進費	13,623
公会計事業0659:薬事指導費	
事業01:薬事指導費	
細事業01:薬事指導運営費	
細々事業01:医薬品販売業許可等事務費	11,426
細々事業02:薬事審議会費	1,207
細事業12:医薬分業体制整備事業費	
細々事業13:薬局情報提供推進事業費	5,127
細事業18:医薬品等製造業指導費	
細々事業01:医薬品等製造販売・製造管理指導事業費	1,698
細々事業02:医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	1,619
細事業20:医薬品検定事務等調査費	
細々事業01:検定及び経済調査費	15,916
細事業22:かかりつけ薬局機能推進事業費（旧:健康情報拠点薬局推進事業費）	
細々事業01:かかりつけ薬局機能推進事業費	4,501
事業02:医薬品等安全対策費	
細事業02:医薬品等安全対策事業費	
細々事業01:医薬品等安全対策推進事業費	1,013
細事業08:医薬品情報等提供事業費補助	
細々事業01:医薬品情報等提供事業費補助	2,394
細事業09:毒物劇物取締及び取扱指導費	
細々事業01:毒物劇物対策費	1,327
細事業11:衛生研究所検査機器等更新事業費(薬務課)	
細々事業01:衛生研究所検査機器等更新事業費(薬務課)	34,797
事業13:災害時医薬品等確保体制整備事業費	
細事業01:災害時医薬品等確保体制整備事業費	
細々事業01:災害時医薬品等確保体制整備事業費	3,483
事業21:在宅医療推進費	
細事業01:在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(医療介護基金)	
細々事業01:訪問薬剤師育成研修事業費補助	920
細々事業02:在宅医療用麻薬等円滑供給事業費補助	—
事業22:薬剤師確保対策費	
細事業01:薬剤師復職支援事業費補助(医療介護基金)	
細々事業01:薬剤師復職支援事業費補助	450

(2) 総 括

(単位:千円)

事 業 名	H28 年 度 当初予算額 (A)	H27 年 度 当初予算額 (B)	前年度対比 (A)-(B) (% A/B)	(A) の 財 源 内 訳		
	国 庫 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源			

公会計事業:0658献血・薬物対策費

1 献 血 事 業 推 進 費	1,106	947	159 (116.8)	-	-	1,106
2 麻 薬 等 薬 物 乱 用 防 止 対 策 費	25,561	19,564	5,997 (130.7)	-	(使 手) 41,467 (諸 収 入) 420	△ 16,326

公会計事業:0659薬事指導費

3 薬 事 指 導 費	41,494	38,022	3,472 (109.1)	20,417	(使 手) 68,950	△ 47,873
4 医 薬 品 等 安 全 対 策 費	39,531	4,158	35,373 (950.7)	-	(使 手) 8,868	30,663
5 災 害 時 医 薬 品 等 確 保 体 制 整 備 事 業 費	3,483	3,377	106 (103.1)	-	(諸 収 入) 1,120	2,363
6 在 宅 医 療 推 進 費	920	2,030	△ 1,110 (45.3)	-	(繰 入 金) 920	0
7 薬 剤 師 確 保 対 策 費	450	450	0 (100.0)	-	(繰 入 金) 450	0

合 計	112,545	68,548	43,997 (164.2)	20,417	(使 手) 119,285 (諸 収 入) 1,540 (繰 入 金) 1,370	△ 30,067
-----	---------	--------	-------------------	--------	--	----------

(3) 事業別内訳

事 業 名	H28 年度 財 源 内 訳					説 明	H27 年度 財 源 内 訳	
	当 初 予 算 額	国 庫 支 出	特 定 財 金	一 般 財 源	千円		当 初 予 算 額	千円
1 献血事業推進費	1,106	-	-	1,106	1,106	(1) 献血推進費 ア 献血推進事業費 1,106	1,106	947
2 麻薬等薬物乱用防止 対策費 (財源内訳) 薬事業務手数料 41,467千円 10,545件 バナー広告収入 420千円	25,561	-	(使手) 41,467 (諸収入) 420	△ 16,326	(1) 麻薬対策費 ア 麻薬対策推進費 2,331 2,331 (2) 薬物乱用防止対策費 ア 薬物乱用防止対策推進費 23,230 7,995 イ 薬物乱用防止指導員協議会 事業費補助 (補助率10/10) 1,612 ウ 危険ドラッグ緊急対策推進費 13,623		19,564	
3 薬事指導費 (財源内訳) 薬事業務手数料 68,950千円 5,635件 薬事経済調査費委託金 6,696千円 検定検査事務費等 委託金 9,220千円 薬事指導費委託金 4,501千円	41,494	20,417	(使手) 68,950	△ 47,873	(1) 薬事指導運営費 ア 医薬品販売業許可等事務費 11,426 イ 薬事審議会費 1,207 (2) 医薬分業体制整備事業費 ア 薬局情報提供推進事業費 5,127 5,127 (3) 医薬品等製造業指導費 ア 医薬品等製造販売・製造 管理指導事業費 1,698 イ 医薬品・医療機器等申請 システム運営事業費 1,619 (4) 医薬品検定事務等調査費 ア 検定及び経済調査費 (国 10/10) 15,916 15,916 (5) かかりつけ薬局機能推進事業費 ア かかりつけ薬局機能推進事業費 (国 10/10) 4,501 4,501		38,022	

事 業 名	H28 年 度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳				説 明	H27 年 度 当 初 予 算 額
		国 庫	特 定 財	一 般 財	源		
4 医薬品等安全対策費 (財源内訳) 薬事業務手数料 8,868千円 946件	千円 39,531	千円 -	千円 (使手) 8,868	千円 30,663	千円 30,663	(1) 医薬品等安全対策事業費 1,013 ア 医薬品等安全対策推進 事業費 1,013 (2) 医薬品情報等提供事業費 補助 2,394 ア 医薬品情報等提供事業費 補助(補助率1/3) 2,394 (3) 毒物劇物取締及び取扱 指導費 1,327 ア 毒物劇物対策費 1,327 (4) 衛生研究所検査機器等 更新事業費 34,797 ア 衛生研究所検査機器等 更新事業費 34,797	千円 4,652
5 災害時医薬品等確保 体制整備事業費 (財源内訳) 事業収入 1,120千円	3,483	-	(諸収入) 1,120	2,363	(1) 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,483 ア 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 3,483	3,377	
6 在宅医療推進費 (財源内訳) 地域医療介護総合確保 基金繰入金(薬務課) 920千円	920	-	(繰入金) 920	-	(1) 在宅医療(薬剤)推進研修 事業費補助(医療介護基金) 920 ア 訪問薬剤師育成研修 事業費補助 (補助率3/4) 920 イ 在宅医療用麻薬等円滑 供給事業費補助 0	2,030	
7 薬剤師確保対策費 (財源内訳) 地域医療介護総合確保 基金繰入金(薬務課) 450千円	450	-	(繰入金) 450	-	(1) 薬剤師復職支援事業費 補助(医療介護基金) 450 ア 薬剤師復職支援事業費 補助 (補助率3/4) 450	450	

(4) 事業の概要

No.	細々事業名	事業内容
1	献血推進事業費	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保を図るために、神奈川県献血推進計画を定め、若年層を中心に広く県民に献血を呼びかけて献血を推進するとともに、献血思想の普及啓発などを行う。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,106 千円 947 千円 159
2	麻薬対策推進費	<p>医療用麻薬等の適正使用のため、麻薬取扱者等の免許事務及び監視指導を実施する。</p> <p>また、麻薬中毒者等の社会復帰を支援するため、麻薬等薬物相談員による観察指導等を実施する。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 2,331 千円 1,574 千円 757
3	薬物乱用防止対策推進費	<p>「薬物にクリーンな神奈川」を実現するため、薬物乱用対策推進本部等による乱用防止体制の充実に取り組むとともに、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナーなど薬物乱用防止を普及啓発する。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 7,995 千円 8,063 千円 △ 68
4	薬物乱用防止指導員協議会事業費補助	<p>県民総ぐるみでの薬物乱用防止意識を向上するため、地域における薬物乱用防止活動を推進する薬物乱用防止指導員協議会の事業に対して補助する。</p> <p>(1) 事業主体 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会 (2) 負担割合 県 10／10</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,612 千円 1,612 千円 0
5	危険ドラッグ緊急対策推進費	<p>安全な地域社会を実現するため、薬物のうち危険ドラッグに特化した乱用防止の普及啓発の充実や、検査体制の強化に取り組む。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 13,623 千円 8,315 千円 5,308
6	医薬品販売業許可等事務費	<p>医薬品等の販売・取扱いなどにおける安全性と品質を確保するため、医薬品販売業等の許可事務、薬局等の監視指導等を実施する。</p> <p>また、登録販売者の試験及び登録事務を行うとともに、薬事関係の許認可情報を一元化するシステムを運用する。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 11,426 千円 10,656 千円 770
7	薬事審議会費	<p>知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議し、答申又は意見建議を得るため、神奈川県薬事審議会を運営する。</p>
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,207 千円 570 千円 637

No.	細々事業名	事業内容
8	薬局情報提供推進事業費	県民による薬局の適切な選択を支援するため、インターネット上の「かながわ医療情報検索サービス」を運用し、県民に情報提供する。
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 5,127 千円 5,127 千円 0
9	医薬品等製造販売・製造管理指導事業費	安全で高品質な医薬品等の製造・販売を推進するため、医薬品等の製造販売業者及び製造業者に対する許認可事務並びに医薬品等の製造管理及び品質管理の基準(GMP)等に基づく指導を実施する。
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,698 千円 752 千円 946
10	医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	医薬品等の許認可事務を合理化・迅速化するため、国が導入した医薬品等FD申請システムを運用する。
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,619 千円 1,426 千円 193
11	検定及び経済調査費	医薬品等の品質、有効性及び安定性を確保するため、国の委託により、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の品質評価を行うとともに、医薬品等の生産・輸入価格等の調査を実施する。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10／10
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 15,916 千円 14,990 千円 926
12	かかりつけ薬局機能推進事業費	かかりつけ薬剤師のいるかかりつけ薬局機能を推進するため、国の委託により、患者のための薬局ビジョン実現のためのモデル事業を実施する。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10／10
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 4,501 千円 4,501 千円 0
13	医薬品等安全対策推進事業費	医薬品の適正使用による保健医療向上のため、県民を対象とした医薬品の副作用等の電話相談に応じるとともに、医薬類似品の試買検査を実施し、違法製品を排除する。 そのほか、県民・医療関係者(薬剤師等)の漢方薬への理解を促進するため、医食農同源研究会における検討成果等を踏まえ、漢方薬の普及啓発を行う。
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 1,013 千円 1,013 千円 0
14	医薬品情報等提供事業費補助	医薬品の適正使用による保健医療向上のため、(公社)神奈川県薬剤師会が実施する薬剤師、医師及び歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業、県民向け啓発事業に対して補助する。 (1) 事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (2) 負担割合 県1／3、県薬剤師会 2／3
	28年度当初予算額 27年度当初予算額 比較増減	千円 2,394 千円 2,394 千円 0

No.	細々事業名	事業内容						
15	毒物劇物対策費	<p>毒物劇物による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物製造業者等の登録事務及び監視指導等並びに毒物劇物取扱者試験を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 1,327</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 751</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 576</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 1,327	27年度当初予算額	千円 751	比較増減	千円 576
28年度当初予算額	千円 1,327							
27年度当初予算額	千円 751							
比較増減	千円 576							
16	(新)衛生研究所検査機器等更新事業費	<p>医薬品等の品質を確保するため、検査機器等を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 34,797</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 0</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 34,797</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 34,797	27年度当初予算額	千円 0	比較増減	千円 34,797
28年度当初予算額	千円 34,797							
27年度当初予算額	千円 0							
比較増減	千円 34,797							
17	災害時医薬品等確保体制整備事業費	<p>災害時の市町村支援のため、県と県医薬品卸業協会等との協定による医薬品供給体制を整備するとともに、県と県薬剤師会との協定による薬剤師の医療救護活動体制を整備する。</p> <p>また、緊急事態に対応するため、国が保有するワクチン等の速やかな供給体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 3,483</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 3,377</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 106</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 3,483	27年度当初予算額	千円 3,377	比較増減	千円 106
28年度当初予算額	千円 3,483							
27年度当初予算額	千円 3,377							
比較増減	千円 106							
18	訪問薬剤師育成研修事業費補助	<p>薬局薬剤師の積極的な在宅医療への参画を推進するため、訪問薬剤管理指導の研修事業及び褥瘡対策の研修事業の経費に対して補助する。</p> <p>(1)事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県病院薬剤師会</p> <p>(2)負担割合 基金3/4(県1/4、国2/4)、団体1/4</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 920</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 920</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 0</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 920	27年度当初予算額	千円 920	比較増減	千円 0
28年度当初予算額	千円 920							
27年度当初予算額	千円 920							
比較増減	千円 0							
19	(落)在宅医療用麻薬等円滑供給事業費補助	<p>医療用麻薬等を円滑に供給するため、医療用麻薬及び衛生材料等の規格・品目等を各地域で統一できるよう具体例を作成し、協議する事業の経費に対して補助する。</p> <p>(1)事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会</p> <p>(2)負担割合 基金3/4(県1/4、国2/4)、団体1/4</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 0</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 1,110</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 △1,110</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 0	27年度当初予算額	千円 1,110	比較増減	千円 △1,110
28年度当初予算額	千円 0							
27年度当初予算額	千円 1,110							
比較増減	千円 △1,110							
20	薬剤師復職支援事業費補助	<p>病院や薬局の薬剤師不足を解消するため、離職中の薬剤師を対象とした復職支援研修事業の経費に対して補助する。</p> <p>(1)事業主体 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県病院薬剤師会</p> <p>(2)負担割合 基金3/4(県1/4、国2/4)、団体1/4</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度当初予算額</td><td>千円 450</td></tr> <tr> <td>27年度当初予算額</td><td>千円 450</td></tr> <tr> <td>比較増減</td><td>千円 0</td></tr> </table>	28年度当初予算額	千円 450	27年度当初予算額	千円 450	比較増減	千円 0
28年度当初予算額	千円 450							
27年度当初予算額	千円 450							
比較増減	千円 0							

II 薬事指導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員会を設置している。平成27年度の開催状況は次のとおりである。

開催日	審議内容
平成28年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告事項について ・神奈川県における薬事関連事業の取り組みについて ・情報提供(医薬品等をめぐる最近の話題について)

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数（薬剤師法の規定に基づく届出数）

隔年12月末現在

年 項目	総 数		従 事 内 訳			
	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	その他
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人
H12年	217,477人	14,147人 (6.5%)	7,726人	2,584人	10,971人	3,837人
H10年	205,953人	13,033人 (6.3%)	6,377人	2,694人	10,310人	3,962人
H8年	194,300人	12,213人 (6.3%)	5,540人	2,734人	8,274人	3,939人

(注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

平成27年度

区分	申 請					計	前年度計
	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請	名簿登録 削除申請		
処理件数	709	575	60	575	14	1,933	1,654

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1) 薬局・医薬品等販売業者数

年度	業種 薬局	薬局製造販売医薬品		店舗 販売業 (*)1	卸売 販売業 (*)2	薬種商 販売業	特例 販売業	配 置 販売業	医療機器販売業		医療機器貸与業		再生医療 等販 製品業	計
		製造 販売業	製造業						高度管理医療機器	高度管理医療機器	高 療 機 器	高 療 機 器		
27年度	3,770	286	286	1,365	583	1	1	232	3,714	20,870	1,053	1,133	24	33,318
26年度	3,724	336	423	1,353	579	2	2	243	3,523	20,023	977	1,023	19	32,227
25年度	3,680	317	317	1,307	577	2	2	243	3,388	18,492	843	872	—	30,040
24年度	3,610	317	317	1,251	581	3	4	254	3,119	18,401	823	844	—	29,524
23年度	3,506	318	318	1,188	557	4	46	265	2,990	18,110	860	928	—	29,090

(*)1平成23年度以前は一般販売業(卸売一般販売業を除く)を含む。

(*)2卸売一般販売業を含む。

(2) 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

業種 許可等の種類	薬局	薬局製造販売医薬品		医薬品 販売業	医薬品 配 置 從事者	高 療 機 器 等 販 賣 業	管 理 医 療 機 器 等 販 賣 業	管 理 医 療 機 器 等 販 賣 業	再生医療 等製品 販 賣 業	登録販売 者 販 賣 從 事 登 錄	計
		製造販売業	製造業								
新規許可・届出	(203) 281	(5) 7	(5) 7	(131) 191	— 141	(304) 403	(1,004) 1,615	(8) 12	— 703	(1,660) 3,360	
許可更新申請	(361) 478	(23) 30	(23) 30	(368) 579	— —	(152) 205	— —	(0) 0	— —	(927) 1,322	
製造販売承認申請		(116) 133	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(116) 133	
製造販売届		(5) 6	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(5) 6	
製造販売承認事項 軽微変更届		(24) 24	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(24) 24	
許可証等書換交付申請	(59) 84	(0) 0	(0) 0	(19) 32	— 98	(57) 74	— —	(0) 0	— 75	(135) 363	
許可証等再交付申請	(2) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 1	— 2	(1) 2	— —	(0) 0	— 33	(3) 41	
医薬品販売先等 変更許可申請		— —	— —	(18) 18	— —	— —	— —	— —	— —	(-18) 18	
管理者兼務許可申請	(85) 145	(0) 0	(0) 9	(3) 9	— 0	(0) 0	— —	(0) 0	— 0	(88) 154	
変更届	構造設備	(201) 259	(0) 0	(137) 194	— —	(172) 220	(35) 76	(1) 1	— —	(546) 750	
	管理者	(779) 1,016	(16) 18	(529) 698	— —	(648) 848	(373) 741	(4) 4	— —	(2,364) 3,342	
	その他	(7,418) 9,493	(6) 8	(2,271) 3,054	— —	(610) 806	(112) 236	(9) 13	— 88	(10,432) 13,706	
	変更届計	(8,398) 10,768	(22) 26	(2,937) 3,946	— —	(1,430) 1,874	(520) 1,053	(14) 18	— 88	(13,342) 17,798	
廃止届	(166) 235	(22) 30	(22) 30	(126) 184	— 57	(170) 222	(249) 413	(4) 4	— 1	(759) 1,176	
休止届・再開届	(12) 17	(0) —	(0) —	(4) 8	— —	(19) 22	(11) 19	(0) 0	— —	(46) 66	
管理者兼務 廃止届	(57) 71	(0) 0	(0) 24	(18) 0	— —	(0) 0	— —	(0) 0	— —	(75) 95	
取扱处方箋数届	(1,496) 2,133	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(1,496) 2,133	
薬局機能情報 報告変更報告	定期報告	3,369	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(0) 3,369	
	変更報告	1,201	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	(0) 1,201	
計	(10,839) 18,785	(217) 256	(71) 92	(3,624) 4,992	— 298	(2,133) 2,802	(1,784) 3,100	(26) 34	— 900	(18,694) 31,259	
前年 度 計	(11,225) 18,680	(53) 80	(47) 71	(3,296) 4,544	— 221	(2,136) 2,832	(2,155) 3,492	(5) 20	— 1,538	(18,917) 31,478	

(注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに販売業及び病院等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GV P、体制QMSに基づく指導を実施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国への輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、不良品の発生防止等に重点をおいて監視を実施した。

薬事監視指導状況

		県					保健所設置市				合計				平成27年度		
		許可設・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	許可設・登録・届出	監視指導施設数	監視率(%)	違反発見施設数	違反率(%)	
事項																	
業種																	
医 業 品	薬局	997	464	46.5	1	0.2	2,773	1,189	42.9	30	2.5	3,770	1,653	43.8	31	1.9	
	第一種	5	2	40.0	-	0.0							5	2	40.0	-	0.0
	医薬品製造販売業	14	6	42.9	1	16.7							14	6	42.9	1	16.7
	体外診断用医薬品	11	5	45.5	-	0.0							11	5	45.5	-	0.0
	薬局	71	32	45.1	-	0.0	215	106	49.3	1	0.9	286	138	48.3	1	0.7	
	体外診断薬を除く	92	80	87.0	-	0.0							92	80	87.0	-	0.0
	医薬品製造業	22	8	36.4	-	0.0							22	8	36.4	-	0.0
	薬局	71	32	45.1	-	0.0	215	106	49.3	-	0.0	286	138	48.3	-	0.0	
	店舗販売業	388	257	66.2	-	0.0	977	609	62.3	24	3.9	1,365	866	63.4	24	2.8	
	卸売販売業	195	97	49.7	1	1.0	388	112	28.9	2	1.8	583	209	35.8	3	1.4	
化 粧 品	薬種商販売業	-	-	-	-	0.0	1	-	0.0	-		1	-	0.0	-	-	
	特例販売業	-	-	-	-		1	2	200.0	-	0.0	1	2	200.0	-	0.0	
	配販売業	232	-	-	-	0.0						232	-	0.0	-	-	
	位置従事者	501	-	-	-	0.0						501	-	-	-	0.0	
	業務上取扱う施設	-	72	-	-	0.0	1	1	100.0	-		73	-	1	1.4		
	医薬部外品製造販売業	49	19	38.8	1	5.3						49	19	38.8	1	5.3	
	医薬部外品製造業	111	43	38.7	-	0.0						111	43	38.7	-	0.0	
	販売業	-	204	-	-	0.0		86	-	0.0		290	-	-	-	0.0	
	業務上取扱う施設	-	30	-	-	0.0		-	-	0.0		30	-	-	-	0.0	
	化粧品製造販売業	123	41	33.3	4	9.8						123	41	33.3	4	9.8	
医 療 機 器	化粧品製造業	192	72	37.5	2	2.8						192	72	37.5	2	2.8	
	販売業	-	204	-	-	0.0		82	-	0.0		286	-	-	-	0.0	
	業務上取扱う施設	-	30	-	-	0.0		-	-	0.0		30	-	-	-	0.0	
	医療機器第一種	20	6	30.0	3	50.0						20	6	30.0	3	50.0	
	医療機器第二種	49	16	32.7	3	18.8						49	16	32.7	3	18.8	
	医療機器第三種	34	14	41.2	2	14.3						34	14	41.2	2	14.3	
	医療機器製造業	187	82	43.9	1	1.2						187	82	43.9	1	1.2	
	医療機器修理業	250	101	40.4	-	0.0						250	101	40.4	-	0.0	
	販売業	913	384	42.1	-	0.0	2,801	765	27.3	11	1.4	3,714	1,149	30.9	11	1.0	
	管理医療機器	4,726	854	18.1	-	0.0	16,144	774	4.8	7	0.9	20,870	1,628	7.8	7	0.4	
再生医療等製品	一般医療機器	-	147	-	-	0.0		-	-	-	0.0	147	-	-	-	0.0	
	貸与業	194	77	39.7	-	0.0	859	170	19.8	1	0.6	1,053	247	23.5	1	0.4	
	管理医療機器	377	139	36.9	-	0.0	756	65	8.6	-	0.0	1,133	204	18.0	-	0.0	
	一般医療機器	-	31	-	-	0.0		-	-	-	0.0	31	-	-	-	0.0	
	業務上取扱う施設	-	71	-	-	0.0		-	-	-	0.0	71	-	-	-	0.0	
再生医療等製品	再生医療等製品製造販売業	-	-	-	-	-						-	-	-	-	-	
	再生医療等製品製造業	1	-	-	-	-						1	-	0.0	-	-	
	再生医療等製品販売業	6	5	83.3	-	0.0	18	10	55.6	-	0.0	24	15	62.5	-	0.0	
	業務上取扱う施設	-	-	-	-	-						-	-	-	-	-	
	小計	9,831	3,625	36.9	19	0.5	25,148	4,077	16.2	77	1.9	34,979	7,702	22.0	96	1.2	
指定薬物を取り扱う施設		-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	
総計		9,831	3,625	36.9	19	0.5	25,148	4,077	16.2	77	1.9	34,979	7,702	22.0	96	1.2	

※医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設4施設を含む。

再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設1施設。

薬事監視指導結果違反内訳一覧表

平成27年度

業種	事項	許可・登録・届出施設数	監視指導施設	違反発見施設	違反内容									措置			
					無許可・無登録・無届業	無承認・無認証品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	に薬品係業者の違法管理者反	品質管理の不備	その他の	計	報告書等	計
医薬品	薬局	997	464	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	2	2
	第一種	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医薬品製造業	14	6	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
	体外診断用医薬品	11	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	薬局	71	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	体外診断薬を除く	92	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医薬品製造業	22	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	薬局	71	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	店舗販売業	388	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1	1
	卸売販売業	195	97	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
医療機器	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	特例販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	配販売業	232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	置従事者	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	-	72	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1
	医薬部外品製造販売業	49	19	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1
	医薬部外品製造業	111	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	販売業	-	204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	化粧品製造販売業	123	41	4	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-	6	4	4
再生医療等製品	化粧品製造業	192	72	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	2	2
	販売業	-	204	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1
	業務上取扱う施設	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医療機器製造第 二種	20	6	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3
	医療機器製造第 三種	49	16	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3	3
	医療機器修理業	34	14	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	2	2
	医療機器製造業	187	82	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
	医療機器修理業	250	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	版高度管理医療機器等	913	384	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	壳管理医療機器	4,726	854	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	一般医療機器	-	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	貸高度管理医療機器等	194	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	与管理医療機器	377	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	一般医療機器	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	-	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	再生医療等製品販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	再生医療等製品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	再生医療等製品販売業	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	業務上取扱う施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
小計		9,831	3,625	19	3	4	4	8	2	1	0	1	0	1	24	23	23
指定薬物を取り扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
総計		9,831	3,625	19	3	4	4	8	2	1	0	1	0	1	24	23	23

(2) 医薬品等の品質検査

医薬品等の品質確保を図るため、平成27年度は9件の収去による品質検査を行った。

収去による品質検査

平成27年度

検査機関	品 目		検体数	不適件数	検査項目	不適理由
衛生研究所	医薬品	医療用医薬品	1	0	承認規格	-
		一般用医薬品	1	0	承認規格	-
	化粧品	日焼け止め、クリーム	2	0	紫外線吸収剤	-
		洗顔料、シャンプー	2	0	防腐剤等	-
	医療機器	再使用可能な 非視力補正用色付き コンタクトレンズ	2	0	外観試験・無菌試験	-
国立医薬品食品衛生研究所	化粧品	乳液	1	0	クロルフェネシン	-
計			9	0		

(3) 医薬品等の違反発見状況

平成27年度中の医薬品等の違反品は延べ85品目で、違反施設数は36施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

分類	医 薬	医 薬 部 外	化 粧	医 療 機 器	計	発見者	原因施設			
	品	品	品	器		本 県	他 県	本 県	他 県	計
無許可品	2	0	4	11	17	4	3	6	1	7
不良品	1	0	13	0	14	1	3	4	0	4
不正表示品	0	1	14	11	26	5	3	8	0	8
広告違反品	15	0	1	12	28	10	7	10	7	17
計	18	1	32	34	85	20	16	28	8	36

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の把握及び監視指導のため試買検査を実施した。また、試買検査を行った製品以外の健康食品等についても、広告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況

対象業者 通信販売業者等

対象品目 健康食品

項目 年度	検体数	薬効標ぼう数		分析結果			検出された医薬品成分
		違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	
27年度	30	1	3.33%	30	0	-	-
26年度	40	0	-	40	0	-	-
25年度	40	0	-	40	1	2.5%	シルデナフィル(1検体)
24年度	40	0	-	40	0	-	-
23年度	43	0	-	43	0	-	-

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの20件(20品目)を発見、措置した。

① 健康食品の違反状況

平成27年度

項目 種類	発見場所		発見の端緒					措置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実・果肉加工品	3	1	-	-	3	1	-	3	1	-	4
緑葉植物加工品	2	-	-	-	1	1	-	-	2	-	2
藻類加工品	2	-	-	-	2	-	-	2	-	-	2
海草類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
菌茸類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物種子加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
穀類胚芽加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物性油脂類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
食物繊維等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
生薬類加工品	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1
植物発酵品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
花粉加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ローヤルゼリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
は虫類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
動物性油脂類	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1
骨粉等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
貝類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
イオン水等飲料	1	1	-	-	1	1	-	1	1	-	2
鉱物等加工品	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1
その他の健康食品	5	2	-	-	2	5	-	5	2	-	7
計	16	4	0	0	11	9	0	14	6	0	20

② 健康器具等の違反状況

平成27年度

項目 種類	発見場所		発見の端緒					措置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能効果を標榜したものの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

対象業者 薬医 薬品 販売 業者 局者	年度 項目	27年度		26年度	
		実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
薬局・医薬品販売業者	0	0	0	0	0
関係団体主催の講習会	14	825	18	997	
小計	14	825	18	997	
医薬品等製造関係団体主催の講習会	3	568	4	629	
合計	17	1,393	22	1,626	

7 登録販売者試験

年度	27年度	26年度	25年度
実施期日	平成27年9月13日	平成26年9月7日	平成25年9月8日
申込者数	2,037人	1,505人	1,404人
受験者数	1,820人	1,416人	1,348人
合格者数	807人	511人	642人
合格率	44.3%	36.1%	47.6%

※受験者数、合格者数及び合格率は、合格発表日時点での数値。

8 医薬品等価格調査

厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により医薬品等の価格調査を実施した。

(1) 医薬品価格調査

・他計調査

調査時期 平成28年1月

調査対象 2客体

・自計調査

調査時期 平成27年9月～12月

調査対象	項目	客体数	回収数	回収率
販売サイド(卸売販売業)		163	99	61.88%
購入サイド(病院・診療所・保険薬局)		231	185	81.86%
計		394	284	73.58%

(2) 特定保険医療材料価格調査

・他計調査

調査時期 平成28年1月

調査対象 2客体

・自計調査

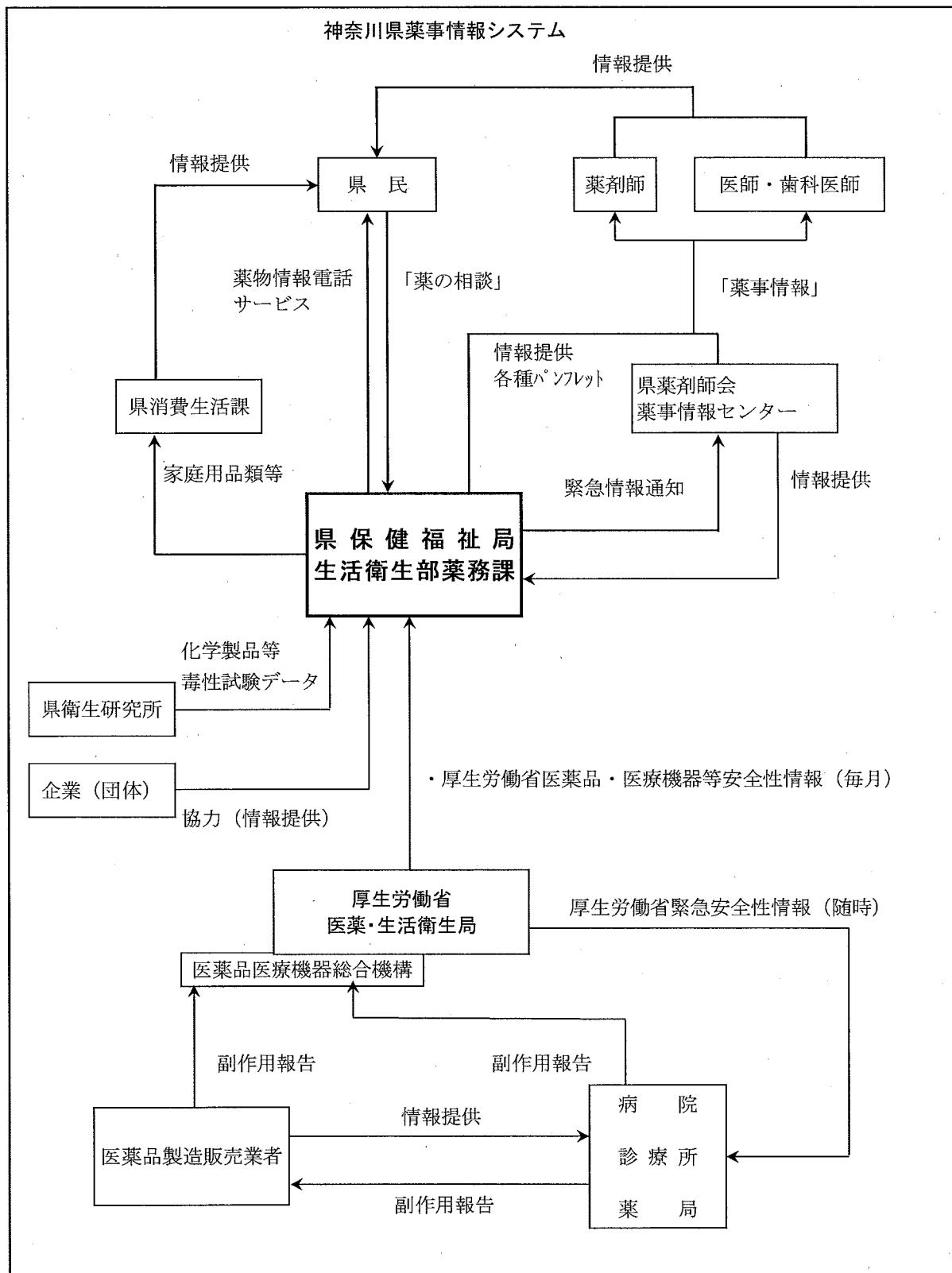
調査時期 平成27年9月～12月

調査対象	項目	客体数	回収数	回収率
販売サイド	医科向販売業者	145	108	76.60%
	歯科向販売業者	108	67	64.42%
購入サイド(病院・診療所・歯科診療所・歯科技工所・薬局)		384	241	64.61%
計		637	416	67.31%

III 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師常勤6名、非常勤2名の計8名により県民からの問い合わせに応じている。

- 提供する情報の種類
- ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 - ・農薬、家庭用化学製品、工業用薬品などに関する情報
 - ・急性薬物中毒に関する情報

(ア) 問い合わせ状況

内 容		27年度	26年度
医 薬 品 の 効 能 ・ 副 作 用 に 関 す る こ と		629(78.9%)	669(80.2%)
内 訳	医 療 用 医 薬 品	577(72.4%)	633(75.9%)
	一 般 用 医 薬 品	52(6.5%)	36(4.3%)
誤 飲 ・ 誤 食 の 处 置 に 関 す る こ と		97(12.2%)	110(13.2%)
内 訳	医 薬 品 等	79(9.9%)	99(11.9%)
	家 庭 用 品 類	18(2.3%)	11(1.3%)
化 学 製 品 の 安 全 性 に 関 す る こ と		0(0.0%)	0(0.0%)
そ の 他		71(8.9%)	55(6.6%)
合 計		797(100%)	834(100%)

(イ) 問い合わせ件数の推移

年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
件数	797	834	807	612	713	573	665	548

※フィブリノゲン製剤等とC型肝炎感染に関する相談件数については、特殊要因による相談のため本件数には計上していない。

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ・事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]・職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度	27年度				
	利用者区分 質問・項目	薬剤師会員	医師会・歯科医師会員	その他	計
医 薬 品 一 般 メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	8 (0.4%)	1 (100.0%)	12 (80.0%)	21 (0.9%)	
保 险 ・ 調 剤 薬 價 ・ 再 評 價	2,102 (94.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2,102 (93.6%)	
副 作 用 ・ 相 互 作 用 ・ 毒 性	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	2 (0.1%)	
誤 飲 ・ 誤 用	20 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	21 (0.9%)	
そ の 他 ※	99 (4.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	99 (4.4%)	
合 計	2,229	1	15	2,245	
県 補 助 金	2,394千円				

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目 年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
開 催 回 数	38回	45回	39回	20回	16回
開 催 延 日 数	38日間	45日間	39日間	20日間	16日間
総 入 場 者 数	14,671人	13,790人	16,764人	43,248人	49,400人

3 医薬品適正使用の推進

医薬品適正使用に係る啓発活動を推進するため、希望者に対し医薬品適正使用に関する知識啓発用資料を提供した。

配布先	年度	27年度	26年度	25年度
小学校・中学校・高等学校	0部	0部	460部	
老人クラブ	0部	148部	0部	
その他	820部	319部	355部	
計	820部	467部	815部	

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引き続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県においても、県民からの問い合わせに対し、同制度を積極的に紹介し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発（ジェネリック）医薬品を使用することができるよう に、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられしたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者2名、薬事関係者7名、県民2名を委員に選任し、後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ（策定：平成25年4月5日厚生労働省）を踏まえて取組みを進めている。

開催日	審議内容
平成28年1月22日	ジェネリック医薬品に関するアンケート結果を踏まえた対応について

6 漢方理解促進に関する取り組み

医食農同源の取り組みの一環として、漢方薬の理解促進を図るために、県民及び医療関係者を対象とした漢方薬理解促進講習会を開催した。

開催日	対象者	受講者数
平成27年9月7日	県民	73名
平成28年2月4日	医療関係者	76名

IV 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売業の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種 年度	医 薬 品			医 薬 部 外 品			化 粧 品			医 療 機 器			体 外 診 斷 用 医 薬 品			再 生 医 療 等 製 品			計				
	製 造 販 売	製 造	小 計	製 造 販 売	製 造	小 計	製 造 販 売	製 造	小 計	製 造 販 売	製 造	修 理	小 計	製 造 販 売	製 造	小 計	製 造 販 売	製 造	小 計	製 造 販 売	製 造	修 理	小 計
27年度	19	92	111	49	111	160	123	192	315	103	187	250	540	11	22	33	0	1	1	305	605	250	1,160
26年度	19	99	118	51	112	163	121	188	309	100	177	248	525	11	22	33	0	0	0	302	598	248	1,148
25年度	32	126	158	54	119	173	125	199	324	96	166	236	498	/	/	/	/	/	/	307	610	236	1,153
24年度	33	126	159	55	120	175	124	199	323	91	163	225	479	/	/	/	/	/	/	303	608	225	1,136
23年度	33	124	157	57	119	176	128	207	335	93	163	231	487	/	/	/	/	/	/	311	613	231	1,155

※ 平成25年度までは、医薬品に体外診断用医薬品を含む。

医薬品製造業者数には、地方厚生局許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局許可施設。

(2) 医薬品製造販売業等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売業等許可状況

平成7年4月1日 医薬品(ただし、地方厚生局許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局許可である製造業は、下記のとおり医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外は知事に委任されている。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、すべての製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

現在、すべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

* 地方厚生局長が許可する製造業

医薬品製造業

- ① 生物学的製剤
- ② 放射性医薬品
- ③ 国家検定医薬品
- ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品

再生医療等製品製造業

イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。

現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が委任されている。

医 薬 品 かぜ薬、解熱鎮痛剤、鎮咳去痰薬、しゃ下剤、鎮うん剤、ビタミン主薬製剤、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点眼薬・洗眼薬、駆虫薬、浣腸薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、外用痔疾用薬、胃腸薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬

医薬部外品 生理処理用品、清浄綿、染毛剤、ペーマネント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤、浴用剤

平成27年度 知事承認・一部変更承認件数

品 目	承 認 件 数	備 考
医 薬 品	7	承認申請件数は10件 鎮痒消炎薬
医 薬 部 外 品	13	承認申請件数は16件 染毛剤
計	20	

ウ 医薬品等製造販売・製造許可等申請・届出取扱件数

平成27年度

項目			許可登録施設数	申請						届出										前年計
業態	新規登録	許可登録	区分追加登録	製造販売	承認事項	管理	許可登録証再交付	適合性	変更届	届管總括者	届構造	届の	承認事項	承認事項	承認事項記載	承認事項記載	製造販売	化粧品製造販売	休止・廃止・再開	
医薬品	製造販売業	体外診断薬を除く	19	2		10	4	8	18	27										69 35
	製造業	体外診断用医薬品	11				1	3	4											1 9 13
医薬部外品	製造業	大臣	4	2		1	1	1	3	5										1 13 14
	製造業	体外診断薬を除く	88	7	11	2	5	110	22	68	51									21 297 396
化粧品	製造業	体外診断用医薬品	22	1	4			3	1	6										2 17 51
	製造業	製造販売業	49	3	5	9	7		8	6	3	2								4 47 120
医療機器	製造業	製造業	111	7	16		1	23	58	34										9 148 168
	修理業	製造販売業	123	7	15		2	13	13								1,635	1,444	7	3,136 2,731
再生医療等製品	製造業	製造業	192	15	25	1	2	33	77	41										15 209 223
	修理業	製造販売業	103	8	6		7	17	37											7 82 100
	製造業	製造業	187	27	9		8	1	29	46										19 139 225
	修理業	修理業	250	31	43	8	8	45	50	82										22 289 327
	製造業	製造販売業																		0 0
	製造業	製造業	1	1			1		2											4 0
計			1,160	107	138	9	9	17	4	38	114	203	258	343	30	0	2	0	1,635	1,444 108 4,459 4,403

2 医薬品等の製造販売・製造状況

県内で製造販売・製造されている医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりであり、化粧品は全国第3位である。

主な品目 医薬品 抗生物質製剤、ビタミン剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤
 医薬部外品 パーマネント・ウェーブ用剤、薬用化粧品、浴用剤
 化粧品 化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅
 医療機器 医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料

神奈川県の医薬品等生産金額の推移 (単位:百万円)

年	27年	26年	25年	24年	23年
医薬品	312,785	317,193	396,989	340,306	435,239
医薬部外品	-	-	-	-	-
化粧品	164,657	149,463	161,612	187,983	270,176
医療機器	188,679	144,303	138,362	142,749	130,537
合 計	666,121	610,959	696,963	671,038	835,952

(注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。

(注2) 医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。

(注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

(注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨及び検定の合格年月日を表示させている。本県では、検定品目として、5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン及び組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)が対象となっている。

年度	業者数	品目数	申請数	備考
27年度	1	1	9	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
26年度	1	1	6	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
25年度	1	2	11	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン、 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)
24年度	1	2	9	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン、 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)
23年度	1	1	1	組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在

業種 年度	販売業 製造・輸入業	販売業				特毒研究者	業務上取扱者						特毒使用者	計
		一般	農業用	特定	小計		電気	金属	運送	しろあり	小計			
27年度	250	2,347	215	79	2,641	85	100	8	40	0	148	8	3,132	
26年度	234	2,377	215	81	2,673	95	101	8	39	0	148	8	3,158	
25年度	243	2,388	217	84	2,689	110	102	8	38	0	148	8	3,198	
24年度	238	2,447	219	90	2,756	110	103	8	36	0	147	9	3,260	
23年度	237	2,467	225	95	2,787	110	107	8	36	0	151	8	3,293	

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

平成27年度

区分 業種	新規登録申請・届出等	登録更新申請	登録変更申請	登録票等書換え申請	登録票等再交付申請	毒取扱物責任者	変更届		廃止	前年計	度計	
							構造	その他				
製造・輸入業	大臣登録	9	18	23	5		9	7	23	9	5	108
	知事登録	16	18	14	6		16	19	14	5	4	112
	小計	25	36	37	11		25	26	37	14	9	220
販売業	(96)	(233)		(16)	(-)	(58)	(189)	(24)	(147)	(121)	(884)	(685)
	137	330		43	0	87	312	50	201	165	1,325	981
特定毒物研究者	9			7	-				17	10	19	62
業務上取扱者	(3) 4					(3) 4	(3) 6	(1) 1	(4) 5	(2) 2	(16) 22	(13) 17
特定毒物使用者	(-) -			(1) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1	(-) -	(2) 2	(-) 2
計	(99) 175	(233) 366	(0) 37	(17) 62	(0) 0	(61) 116	(192) 344	(25) 105	(152) 231	(123) 195	(902) 1,631	(698) 1,246

(注) ()内は保健所設置市内数

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

平成27年度の監視指導結果は、次のとおりである。

平成27年度

事 項 業 種	県					保 健 所 設 置 市					合 計				
	登録・届出施設数	監視指導視	監視見	違反施設	違発見率	登録・届出施設数	監視指導視	監視見	違反施設	違発見率	登録・届出施設数	監視指導視	監視見	違反施設	違発見率
製 造 業	166	54	32.5%	2	3.7%	-	-	-	-	-	166	54	32.5%	2	3.7%
輸 入 業	84	26	31.0%	-	0.0%	-	-	-	-	-	84	26	31.0%	-	0.0%
一 般 販 売 業	690	293	42.5%	2	0.7%	1,657	506	30.5%	3	0.6%	2,347	799	34.0%	5	0.6%
農業用品目販売業	124	24	19.4%	-	0.0%	91	26	28.6%	-	0.0%	215	50	23.3%	0	0.0%
特定品目販売業	22	4	18.2%	-	0.0%	57	9	15.8%	-	0.0%	79	13	16.5%	0	0.0%
特定毒物研究者	85	29	34.1%	-	0.0%	-	-	-	-	-	85	29	34.1%	-	0.0%
電気めつき事業	18	3	16.7%	-	0.0%	82	8	9.8%	-	0.0%	100	11	11.0%	-	0.0%
金属熱処理事業	3	-	0.0%	-	0.0%	5	-	0.0%	-	0.0%	8	0	0.0%	-	0.0%
運 送 事 業	5	1	20.0%	-	0.0%	35	3	8.6%	-	0.0%	40	4	10.0%	-	0.0%
しろあり防除事業	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%
特定毒物使用者	3	-	0.0%	-	0.0%	5	-	0.0%	-	0.0%	8	0	0.0%	-	0.0%
そ の 他		26		-	0.0%		6		-	0.0%		32		-	0.0%
計	1,200	460	38.3%	4	0.9%	1,932	558	28.9%	3	0.5%	3,132	1,018	32.5%	7	0.7%

毒物劇物監視指導違反内訳一覧表

平成27年度

業種	内容	登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反発見件数								措置					
					無登録	制限品目	構造	取扱責任者の管理状況	毒物劇物の取扱い	表示	譲渡	その他	の計	登録	業務	報告	計	
					届業	販売	設備	の取扱い	示付	渡交	他	の計	取停	書	等			
製造業	大臣	52	24	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	
	知事	114	30	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	
輸入業	大臣	48	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	知事	36	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一般販売業		690	293	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2	
農業品目販売業		124	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定品目販売業		22	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定毒物研究者		85	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上取扱者	電気めっき事業	18	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金属熱処理事業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運送事業	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	しろあり防衛事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の		26	-														
特定毒物使用者		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1,200	460	4	3	-	-	-	-	-	-	0	1	4	-	-	4	4

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物製造・輸入業者・販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対象者	実施回数	受講者数
毒物劇物販売業者等	1回	168人
関係機関・団体主催研修会	3回	123人
計	4回	291人

3 毒物劇物取扱者試験

年度	27年度				26年度				25年度			
	実施期日	平成27年6月21日			平成26年6月22日			平成25年6月16日				
区分		申込者数	受験者数	合格率	申込者数	受験者数	合格率	合	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
一般	403	375	193	51.5%	468	441	248	56.2%	447	402	193	48.0%
農業用品目	121	118	26	22.0%	153	147	34	23.1%	130	121	31	25.6%
特定品目	4	3	2	66.7%	4	3	2	66.7%	5	5	2	40.0%
計	528	496	221	44.6%	625	591	284	48.1%	582	528	226	42.8%

VI 薬物乱用防止対策

1 概 况

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、「第三次覚せい剤乱用期」と言われて久しく、薬物乱用は一層広域化、低年齢化の傾向を示している。また近年、危険ドラッグが大きな社会問題となるなど、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は平成22年に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」、平成24年に「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」、平成25年に「第四次薬物乱用防止五か年戦略」、平成26年度に「第四次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」と「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策を強力に推進している。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 27名(国機関8名、県機関4名、市町村7名、民間団体等8名)

(平成28年6月1日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置
に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 加藤 昇一 ((公社)神奈川県薬剤師会会长)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体183団体 平成28年6月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

平成27年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を作成し、新たに配信した。

ウ 県薬務課の公式ツイッター開設

若い世代向けに、危険ドラッグなどの乱用される薬物に関する正しい情報をツイッターで発信した。

県薬務課公式ツイッターアカウント@Kana_yaku

エ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009~2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活動内容一覧

平成27年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用対策推進本部	平成27年5月25日 延べ9回	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会 薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県域の9保健福祉事務所
薬物クリーンかながわ推進会議	平成27年4月22日	運営委員会
	平成27年5月14日	講演会 演題:「違法薬物の取組みや取締りについて」 講師:元関東信越厚生局麻薬取締部職員 浦上 厚 氏 参加者:368人
	平成27年6月20日 ~ 7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) 街頭キャンペーンによる啓発資材の配布(229所、31,618人)
	平成27年6月20日 ~ 11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 街頭及び職域での募金活動(県内募金総額 1,249,215円)
	平成27年7月17日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン 啓発資材配布 啓発対象者数 2,000人
	平成27年10月1日 ~ 11月30日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動(厚生労働省主唱) 街頭キャンペーンによる啓発資材の配布(239箇所、32,332人)
	平成27年11月12日 〃 11月22日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動街頭キャンペーン 啓発資材配布 啓発対象者数 1,300人
	平成27年11月20日	麻薬・覚醒剤乱用防止運動神奈川大会(後援)
	平成28年1月11日	薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーン (横浜、川崎、相模原、横須賀、藤沢) 啓発資材配布 啓発対象者数 約4,780人
	平成28年2月5日	広報委員会
その他の	平成28年3月	広報・機関紙「薬物クリーンかながわ」(No.33)の発行
		有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのビックリーナー16,000個配布

作成啓発資材(県作成分含む)

平成27年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
県薬物濫用防止条例リーフレット	60,000部	薬物乱用防止教室用リーフレット	30,000部
シール(危険ドラッグなくし隊)	60,000個	使い捨てカイロ	6,240個
ビックリーナー	16,000個	消しゴム	18,000個

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

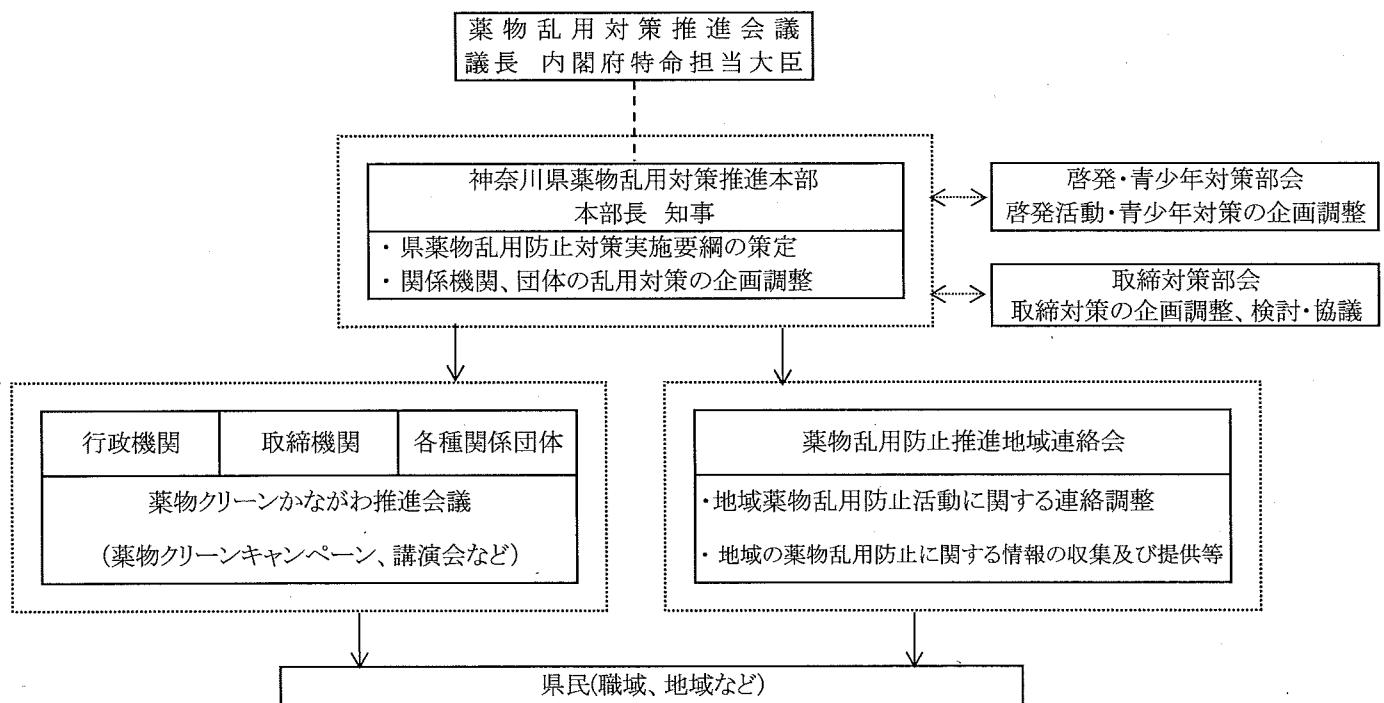
平成27年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	1,060枚	ポ ス タ 一	2,860枚
パンフレット	68,800部	救 急 紋 創 膏	10,900個

(麻薬・覚醒剤乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パンフレット	22,000部	ポ ス タ 一	3,700枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数		平成27年度
県 市 機 関 別	件 数	
横浜市	255	
川崎市	241	
相模原市	74	
横須賀市	53	
藤沢市	33	
小計	656	
県保健福祉事務所(センター)	200	
精神保健福祉センター	50	
業務課	33	
小計	283	
合計	939	

県保健福祉事務所(センター)別内訳

保健福祉事務所	件 数	保健福祉事務所	件 数
平塚	13	小田原	5
同秦野センター	38	同足柄上センター	22
鎌倉	49	厚木	41
同三崎センター	10	同大和センター	20
茅ヶ崎	2	計	200

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 2回開催 延べ37人参加(平成27年度)

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るために研修会を開催した。

実施状況 1回開催 128人参加(平成27年度)

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では471名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

(ア) 設立年月日	昭和57年5月19日
(イ) 会長	山口 信郎
(ウ) 指導員	471名
(エ) 支部	37支部(平成28年4月1日現在)
(オ) 活動費(補助金)	1,612千円(平成27年度)

指導員内訳

平成28年4月現在

公職・資格等	人 数(名)	備考
保護司	347	うち県麻薬等薬物相談員13名
薬剤師	96	うち県麻薬等薬物相談員4名
その他	28	
計	471	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、県内主要駅前、商店街等の街頭において、リーフレット、風船等の啓発資材を用いて県民に啓発した。また、薬物乱用防止指導員の知識を向上させるため研修会を開催した。

平成27年度

活動項目	回数	備考
街頭啓発活動	延べ194会場	県内主要駅前、各町内祭り等
ミニ集会・講演会・懇談会	延べ110会場	小・中・高等学校、PTA、自治会等
指導員研修会	1回(出席者延べ246名)	横浜市開港記念会館

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による街頭啓発活動においてリーフレット等の配布を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師によるシンナー等薬物乱用防止啓発

青少年による覚醒剤・シンナー等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、シンナー・覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

年度区分		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
		学校数 (生徒数)	学校数 (生徒数)	学校数 (生徒数)	学校数 (生徒数)	学校数 (生徒数)
高 校	公立	17 (4,077)	17 (5,248)	12 (2,128)	10 (2,299)	7 (1,834)
	私立	3 (949)	2 (343)	1 (108)	1 (601)	- (-)
	計	20 (5,026)	19 (5,591)	13 (2,236)	11 (2,900)	7 (1,834)
中 等 教 育 学 校	公立	- (-)	1 (36)	- (-)	1 (32)	1 (30)
	私立	2 (998)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	2 (998)	1 (36)	0 (0)	1 (32)	1 (30)
中 学 校	公立	26 (5,892)	37 (5,821)	31 (3,157)	29 (3,631)	24 (3,611)
	私立	- (-)	2 (587)	1 (161)	1 (89)	- (-)
	計	26 (5,892)	39 (6,408)	32 (3,318)	30 (3,720)	24 (3,611)
小 学 校	公立	51 (4,597)	36 (3,588)	51 (4,003)	55 (4,908)	67 (5,723)
	私立	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	51 (4,597)	36 (3,588)	51 (4,003)	55 (4,908)	67 (5,723)
P T A 等	計	1 (140)	5 (219)	4 (222)	3 (370)	1 (272)
	合 計	100 (16,653)	100 (15,842)	100 (9,779)	100 (11,930)	100 (11,470)
県薬剤師会 自 主 開 催		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計		100 (16,653)	100 (15,842)	100 (9,779)	100 (11,930)	100 (11,470)
委 託 費		300千円	300千円	300千円	300千円	300千円

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

年度区分		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
		学校数 (生徒数)				
高 校	公立	46 (15,614)	56 (19,871)	48 (14,735)	52 (17,049)	51 (16,648)
	私立	12 (4,628)	10 (3,086)	4 (1,519)	6 (3,376)	4 (1,534)
	計	58 (20,242)	66 (22,957)	52 (16,254)	58 (20,425)	55 (18,182)
中 等 教 育 学 校	公立	1 (333)	1 (338)	- (-)	- (-)	- (-)
	私立	2 (901)	3 (881)	4 (1,413)	- (-)	- (-)
	計	3 (1,234)	4 (1,219)	4 (1,413)	0 (-)	0 (-)
中 学 校	公立	58 (13,478)	64 (14,909)	45 (12,690)	35 (8,864)	47 (9,857)
	私立	- (-)	- (-)	- (-)	3 (398)	3 (525)
	計	58 (13,478)	64 (14,909)	45 (12,690)	38 (9,262)	50 (10,382)
小 学 校	公立	54 (5,700)	68 (7,246)	36 (3,871)	23 (2,646)	24 (2,643)
	私立	1 (120)	1 (135)	- (-)	1 (66)	- (-)
	計	55 (5,820)	69 (7,381)	36 (3,871)	24 (2,712)	24 (2,643)
P T A 等	計	27 (6,102)	28 (5,278)	16 (6,401)	27 (13,774)	32 (16,941)
	合 計	201 (46,876)	231 (51,744)	153 (40,629)	147 (46,173)	161 (48,148)

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

業種 年度	麻 薬					向精神薬		特定 麻 薬 等 原 料	覚せい剤				大 麻 研 究 者	け し 研 究 栽 培 者	計
	卸 売 業 者	小 売 業 者	施 用 者	管 理 者	研 究 者	卸 売 業 者	試 験 研 究 施 設		施 用 機 関	研 究 者	原 料 取 扱 者	原 料 研 究 者			
27年度	27	2,694	14,453	854	132	6	131	154	2	32	69	23	15	0	18,592
26年度	26	2,562	13,569	782	127	5	130	154	2	37	71	25	17	0	17,507
25年度	26	2,427	13,755	766	124	5	130	156	2	35	72	22	17	0	17,537
24年度	27	2,291	13,524	777	125	5	129	142	2	35	73	21	13	0	17,164
23年度	28	2,122	13,056	718	127	5	126	147	3	35	75	21	15	1	16,479

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

平成28年3月末現在

業種	施用者			管理者			
	医師	歯科医師	獣医師	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師
人	13,317	171	965	428	2	142	282
数		14,453			854		

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

平成27年度

種類	件名	免 申 請 ・ 届	許 可 付 付 申 請	免 許 証 再 付 付 申 請	業 廃 止	務 届	記 載 事 項 変 更	免 許 返 納	許 可 届	麻 廃 棄	藥 届	計
	卸 売 業 者	13	0	0	0	24	24	15	36	36	36	88
卸 売 業 者	1,632	2	151	399	1,233	39	1,291	692	692	692	692	4,167
施 用 者	8,511	38	0	2,857	0	7,099	46	46	46	46	46	19,784
管 理 者	574	3	122	39	0	389	234	234	234	234	234	1,361
研 究 者	68	0	22	18	0	60	14	14	14	14	14	182
製 造 業 者	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
元 卸 売 業 者	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4
特 定 麻 薬 等 原 料 卸 小 売 業 者	7	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	18
家 庭 麻 薬 製 造 業 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10,805	43	1,534	3,342	8,854	1,027	25,605					

(4) 覚せい剤研究者指定等関係事務処理件数

平成27年度

種類\件名	指 定 等 申 請	免 許 証 再 交 付 申 請	業 廃 止 届	務	記載事項変更届 ・ 変 更 届	返 納 届	計
覚せい剤施用機関	-	-	-		-	-	0
覚せい剤研究者	21	-	10		1	10	42
覚せい剤原料取扱者	9	-	3		18	3	33
覚せい剤原料研究者	3	-	2		2	2	9
大麻研究者	19	-	5		1	5	30
けし研究栽培者	-	-	-		-	-	-
向精神薬卸売業者	3	-	1		-	1	5
向精神薬試験研究施設	4	-	4		37	4	49
計	59	-	25		59	25	168

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害(麻薬中毒等)を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

平成27年度

業種	対象事業所数	監視指導施設所数	違反業務所数	違反内容							措置			
				廃棄	管理・保管	帳簿	施用	届出	その他	計	業務停止	報告書等	計	
麻薬	麻薬卸売業者	27	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	麻薬小売業者	2,694	363	5	3	-	-	1	-	1	5	-	5	
	特定麻薬等原料卸小売業者	154	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	麻薬診療施設(病院)	324	148	10	6	1	-	2	-	1	10	-	10	
	麻薬診療施設(診療所)	2,741	39	14	1	-	-	11	-	2	14	-	14	
	麻薬研究者	132	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	けし研究栽培者	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大麻研究者	15	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
向精神薬	向精神薬卸売業者	6	5	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
	向精神薬試験研究施設	131	9	2	-	-	-	-	-	2	2	-	2	
	免許みなし薬局	3,769	502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	免許みなし卸売販売	583	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病院・診療所	<u>△</u>		181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
覚醒剤・同原薬	覚せい剤施用機関	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚せい剤研究者	32	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚せい剤原料取扱者	69	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	覚せい剤原料研究者	23	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	局	<u>△</u>		500	1	1	-	-	-	-	1	-	1	
	病院・診療所	<u>△</u>		170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計			10,702	2,080	33	11	1	0	14	0	7	33	-	33
(参考) 全国※ 194,440 50,848 1,578 ※厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2016年1月)による														

事項 業種	27年 度					26年 度					
	対象事業所数	監視指導施設数	監視率	違反業務所数	違反率	対象事業所数	監視指導施設数	監視率	違反業務所数	違反率	
麻薬	麻薬卸売業者	27	13	48.1%	-	-	26	7	26.9%	-	
	麻薬小売業者	2,694	363	13.5%	5	1.4%	2,562	325	12.7%	8	2.5%
	特定麻薬等原料卸小売業者	154	20	13.0%	-	-	154	11	7.1%	-	
	麻薬診療施設(病院)	324	148	45.7%	10	6.8%	320	81	25.3%	8	9.9%
	麻薬診療施設(診療所)	2,741	39	1.4%	14	35.9%	2,733	45	1.6%	9	20.0%
	麻薬研究者	132	20	15.2%	-	-	127	32	25.2%	2	6.3%
	けし研究栽培者	0	0	-	-	-	0	0	-	-	
向精神薬	向精神薬卸売業者	6	5	83.3%	1	20.0%	5	2	40.0%	-	
	向精神薬試験研究施設	131	9	6.9%	2	22.2%	130	18	13.8%	1	5.6%
	免許みなし薬局	3,769	502	13.3%	-	-	3,724	472	12.7%	-	
	免許みなし卸売販売	583	78	13.4%	-	-	579	69	11.9%	-	
	病院・診療所	181	-	-	-	-	160	-	-	-	
覚醒剤・同原料	覚せい剤施用機関	2	0	0.0%	-	-	2	0	0.0%	-	
	覚せい剤研究者	32	4	12.5%	-	-	37	7	18.9%	-	
	覚せい剤原料取扱者	69	22	31.9%	-	-	71	13	18.3%	1	7.7%
	覚せい剤原料研究者	23	6	26.1%	-	-	25	9	36.0%	-	
	薬局	500	-	1	0.2%	-	458	-	3	0.7%	
	病院・診療所	170	-	-	-	-	156	-	2	1.3%	
計		10,702	2,080	19.4%	33	1.6%	10,512	1,867	17.8%	34	1.8%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
け し	4,027本 (67ヶ所)	8,817本 (61ヶ所)	4,007本 (77ヶ所)	9,123本 (82ヶ所)	12,085本 (83ヶ所)
大 麻	-	-	-	-	-

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

平成27年度

対象者	実施回数	受講者数
薬局管理薬剤師等	2回	33人
病院・診療所薬剤師	2回	170人
関係団体主催の研修会	4回	292人

(4) 麻薬事故状況

年度 項目	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
事故の種類	滅失	412 (178)	387 (191)	396 (200)	378 (202)
	盗難	1	2	-	1
	所在不明	22	27	19	9
	その他	16	18	14	16
計(件数)	451	434	430	404	399

*滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

年度 項目	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
事故の種類	滅失	-	-	-	-
	盗難	5	1	1	4
	所在不明	2	2	1	1
	その他	-	2	4	3
計(件数)	7	5	6	5	5

(6) 覚せい剤原料事故状況

年度 項目	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
事故の種類	滅失	4	2	2	-
	盗難	-	-	-	-
	所在不明	2	3	4	3
	その他	-	1	1	-
計(件数)	6	6	7	7	7

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

年度 項目		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
麻 薬 中 毒 者	不正使用者	-	-	-	1	-
	末期患者	-	-	-	-	-
措 置 入 院 者		-	-	-	-	-

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。

昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、平成27年度末では110名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

年度 項目		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
麻 薬 中 毒 者 移 動 状 況	新規対象者 (措置入院者数)	0	0	0	1	0
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	県内転入者	0	0	2	0	0
	計	0	0	2	1	0
	社会復帰者	1	0	0	1	0
		0	0	0	0	0
	県外転出者	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	死亡・帰国者	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	計	1	0	0	1	0
観導 察状 況	麻薬中毒者数	110	111	111	109	109
	内観 察指 導対 象者	108	109	109	107	107
		2	2	2	2	2
	内訳 所在 不明 者等	108	109	109	107	107
		2	2	2	2	2
	観 察指 導回 数	38	37	55	58	68
		5	14	13	5	16
	内 訪問回 数	33	23	42	53	52
		5	14	13	5	16

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

年度 項目		27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
薬物の 相談件数 (件)	覚醒剤	31	41	32	9	3
	シンナー等有機溶剤	0	0	1	0	0
	その他の薬物	5	9	8	23	28
	計	36	50	41	32	31
広報活動(回)		170	194	208	221	165

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」と称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

項目	年度	27年度	26年度	25年度
試買方法	インターネット	県内店舗 インターネット	県内店舗 インターネット	県内店舗 インターネット
分析検体数	36	61	33	
*検出検体数	7	19	7	
(うち違反数)	(4)	(8)	(7)	

* 医薬品成分、指定薬物等(購入時点では未規制のものを含む)

(2) 店舗の監視指導状況

項目	年度	27年度	26年度	25年度
対象施設	*危険ドラッグ取扱店	危険ドラッグ取扱店	危険ドラッグ取扱店	脱法ドラッグ取扱店
調査件数	0	79	133	
指導件数	0	0	1	

* 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった

(3) インターネットの監視指導状況

項目	年度	27年度	26年度	25年度
調査サイト数	19	25	192	
措置件数	2	16	13	

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定した。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

平成27年度

回数	告示	施行	失効	数	指定物質(略称名)
1	H27. 6. 24	H27. 6. 25	H27. 7. 4	1	①25C-NBOH
2	H27. 8. 19	H27. 8. 20	H27. 8. 29	5	①Bromo-DragonFLY ②CUMYL-PINACA ③CUMYL-5F-PINACA ④CUMYL-PICA ⑤CUMYL-5F-PICA
3	H27. 9. 16	H27. 9. 17	H27. 9. 26	2	①5-APB ②6-APDB
4	H27. 11. 25	H27. 11. 26	H27. 12. 5	4	①5-MAPDB ②FUB-JWH-018 ③p-fluorobutyrylfentanyl ④AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl
5	H28. 1. 21	H28. 1. 22	H28. 1. 31	3	①2C-D ②Modafiedz ③MO-CHIMINACA
6	H28. 2. 10	H28. 2. 11	H28. 2. 20	3	①CUMYL-BICA ②CUMYL-5F-P7AICA ③2C-B-FLY
7	H28. 3. 9	H28. 3. 10	H28. 3. 19	6	①Bisfluoromodafinil ②4-FPM ③Kratom ④Mitragynine ⑤7a-Hydroxy-7H-mitragynine ⑥CUMYL-THPINACA
計				24	

VII 医薬分業

1 概況

医薬分業は、昭和31年に施行された「医師法、歯科医師法、薬剤師法の一部を改正する法律」により法制面の整備がなされ、特に、昭和49年10月に処方せん料が100円から500円に引き上げられたことを契機に気運が高まつた。

神奈川県における処方せん発行枚数は、徐々に増加の傾向を示しており、昭和49年10月に55,756枚であったものが、平成27年10月には約475万枚となり、約85倍の増加を示し、平成27年度において薬局の処方せん受取率は80.5%であり、患者10人に約8人が院外処方せんを受けていることになる。また、県内の保険薬局も昭和49年10月には1,100施設であったものが、平成28年3月末現在で、3,688施設に増加しており、薬局3,770施設の97.8%を占めるに至つた。

処方せんの受入体制については平成2年4月より、基準薬局制度が導入されたが、全国の処方箋受取率は約65%に達し、所期の目的を達成されたものとして、平成26年度末で解消された。現在は、薬剤師会が中心となって研修会を開催したり、休日及び夜間等の処方せん応需体制の整備を推進している。また、広域病院の院外処方せん発行率が高くなつたことから、医薬分業が面で進んできている。

2 医薬分業の推進対策

(1) 薬局に対する指導

薬局は、調剤・医薬品の供給等を通じ、国民に対し、良質かつ適切な医療を供給し、地域保健医療に貢献するため、平成5年5月31日に「薬局業務運営ガイドライン」が制定されたことから神奈川県の運用方針を定め、薬局に対する指導指針とした。

(2) 小包装医薬品に対する指導

ア 昭和59年6月2日薬発第414号並びに平成4年3月27日薬発第295号薬務局長通知「小包装医薬品の円滑な供給について」に基づき、医薬品の使用及び管理の適正化、医薬分業の推進等の観点から小包装医薬品のより適正な供給を図るため、製造業者、卸売業者等関係者に対し指導を行っている。

イ 平成4年5月1日薬発第418号薬務局長通知「薬事法施行規則及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正について」において、医薬分業推進の観点から調剤の用に供するための医薬品の分割販売に際して、記載事項の一部の省略ないしは簡素化が図られたため、薬局等関係者に対し指導を行っている。

(3) 地域基幹薬局の強化拡充

医薬品の備蓄・供給・試験検査及び医薬品情報提供等の機能を有する地域基幹薬局の整備・拡充を図る(社)神奈川県薬剤師会の実施事業に対して助成を行つた。

(平成元年度～6年度)

(4) 医薬分業推進支援センターの整備

地域における医薬分業を推進するとともに、県民に対する医薬品の供給体制の充実を図るため、医薬品の情報提供などの機能を備えた(社)神奈川県薬剤師会薬事情報センターに対し助成を行つた。

(平成4年度)

(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施

地域保健医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」としての機能を円滑に推進するために厚木・足柄上保健所管内において、かかりつけ薬局推進委員会を設置し、モデル事業を行い、併せて県民、患者への普及啓発を行つた。

(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施

薬局・薬剤師が薬剤等の供給を通じて、在宅医療・地域医療への貢献を図るために(公社)神奈川県薬剤師会が実施する研修・マニュアル作成等在宅医療薬剤供給体制推進事業に対して助成を行つた。

(平成7年度～9年度)

- (7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する「患者向け薬の説明書」の作成普及事業に助成を行った。
(平成10年度～12年度)
- (8) 調剤事故防止対策
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する調剤事故防止対策事業に助成を行った。
(平成14・15年度)
- (9) かかりつけ薬局の定着促進
(公社)神奈川県薬剤師会が実施するかかりつけ薬局定着促進事業に助成を行った。
(平成16～20年度)
- (10) 薬局在宅医療参加促進事業
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する薬局の在宅医療への参加促進事業に助成を行った。
(平成21～23年度)
- (11) 在宅医療提供拠点薬局整備事業
(公社)藤沢市薬剤師会が会員薬局に設置する会員薬局が共同利用する無菌調剤室の整備に助成を行った。
(平成24年度)
- (12) 健康情報拠点薬局推進事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬と健康の相談窓口の設置、特定健診、がん検診等の受診率向上、塩分計を活用した食生活改善の取組みなど、セルフメディケーションやかかりつけ薬局の推進を図った。
(平成26・27年度)
- (13) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護後総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する訪問薬剤管理指導研修事業及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する褥瘡対策研修事業に対し助成を行った。
(平成26・27年度)

処方せん枚数、調剤金額、処方せん受取率

項目 年度	処方せん枚数		調剤金額		処方せん受取率	
	(千枚)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(%)	対前年度比(%)
27年 度	59,966	101.8%	534,071	108.5%	80.5	101.1%
26年 度	58,906	101.0%	492,255	101.9%	79.6	100.8%
25年 度	58,347	100.0%	482,918	105.0%	79.0	100.3%
24年 度	58,368	101.6%	459,811	101.0%	78.8	100.3%
23年 度	57,437	101.3%	455,112	107.8%	78.6	101.9%
22年 度	56,683	104.5%	422,225	104.1%	77.1	103.2%
21年 度	54,233	100.3%	405,707	106.5%	74.7	101.1%
20年 度	54,055	101.9%	380,970	106.1%	73.9	102.5%
19年 度	53,069	103.0%	359,117	108.5%	72.1	101.3%
18年 度	51,514	101.5%	330,931	102.2%	71.2	101.5%
17年 度	50,956	104.6%	290,575	110.7%	70.3	99.4%

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

処方せん発行状況（平成27年12月全保険（社保+国保+後期）推計）

順位	総発行枚数		※対人口千人当たり枚数		処方せん受取り率	
	都道府県名	千枚	都道府県名	枚	都道府県名	%
1	東京都	8,390	佐賀県	724.2	秋田県	86.5%
2	神奈川県	5,283	秋田県	650.8	神奈川県	82.7%
3	大阪府	4,365	山口県	637.7	宮城県	81.8%
4	埼玉県	3,669	東京都	631.0	新潟県	81.6%
5	愛知県	3,610	青森県	628.1	青森県	80.8%
6	福岡県	3,178	福岡県	620.7	佐賀県	80.8%
7	千葉県	3,132	広島県	616.9	北海道	80.5%
8	兵庫県	3,118	長崎県	616.3	岩手県	80.2%
9	北海道	2,888	宮城県	596.4	東京都	79.0%
10	静岡県	2,048	宮崎県	596.1	千葉県	76.9%
全国平均	—	1,469	—	538.7	—	71.9%

※総発行枚数と総務省公表の人口から算出

(出典:(公社)日本薬剤師会資料)

年次別保険調剤の処方せん枚数等比較表

年 度	社会保険			国民健康保険			合 計		50年を100とした時の指数	
	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	枚 数	金 額
(昭和) 50 年 度	805	1,236	5,291	295	475	9,695	1,100	1,712	100	100
27 年 度	27,249	138,084	43,674	32,820	346,114	86,864	60,069	484,198	5,461	28,283
26 年 度	26,420	125,982	42,952	32,592	319,471	85,506	59,012	445,453	5,365	26,019
25 年 度	25,987	122,848	42,163	32,470	314,144	84,017	58,457	436,992	5,314	25,525
24 年 度	26,247	118,420	40,905	32,240	297,209	81,296	58,487	415,629	5,317	24,277
23 年 度	25,909	117,439	39,653	31,681	293,657	79,039	57,590	411,096	5,235	24,013
22 年 度	25,981	111,221	38,833	30,874	269,633	77,419	56,855	380,854	5,169	22,246
21 年 度	24,755	106,953	37,960	29,643	258,797	75,718	54,398	365,750	4,945	21,364
20 年 度	25,016	102,583	37,450	29,102	239,189	86,088	54,118	341,772	4,920	19,963
19 年 度	24,376	95,352	36,867	27,679	217,347	78,213	52,055	312,699	4,732	18,265
18 年 度	24,893	97,000	36,197	26,819	199,904	81,405	51,712	296,904	4,701	17,343
17 年 度	24,683	96,432	35,394	26,273	194,143	86,034	50,956	290,575	4,632	16,973
16 年 度	23,511	87,319	34,623	25,204	175,089	90,213	48,715	262,408	4,429	15,328

(薬務課調べ)

保険調剤の処方せん枚数等比較表

年 月	請求件数(件)	発行枚数(件)	金額(百万円)	昭和49年10月を100としたときの指数	
				発 行 枚 数	金 領
昭和49年10月	32,954	55,756	89	100	100
平成27年10月	3,851,242	4,754,212	38,871	8,527	43,675
平成26年10月	3,849,080	4,825,005	36,239	8,654	40,718
平成25年10月	3,624,110	4,511,449	34,016	8,091	38,220
平成24年10月	3,520,287	4,406,241	31,602	7,903	35,508
平成23年10月	3,511,294	4,490,708	32,630	8,054	36,663
平成22年10月	3,538,867	4,328,555	29,805	7,763	33,489
平成21年10月	3,357,123	4,368,816	29,871	7,836	33,563
平成20年10月	3,205,758	4,247,321	27,327	7,618	30,704
平成19年10月	3,404,957	4,791,797	32,000	8,594	35,955
平成18年10月	3,153,382	4,419,177	28,072	7,926	31,542
平成17年10月	3,004,478	4,265,425	26,856	7,650	30,175
平成16年10月	2,836,526	4,085,718	24,516	7,328	27,546
平成15年10月	2,755,726	4,141,744	24,162	7,428	27,148

(薬務課調べ)

薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧

平成28年3月末現在

区分	地域名	薬局数	保険薬局数
保健所設置市	横浜市	1,517	1,476
	川崎市	572	570
	相模原市	291	281
	横須賀市	188	188
	藤沢市	205	199
	小計	2,773	2,714
県保健福祉事務所管内	平塚保健福祉事務所	152	152
	平塚保健福祉事務所 秦野センター	99	96
	鎌倉保健福祉事務所	135	134
	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	21	19
	小田原保健福祉事務所	123	118
	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	48	47
	茅ヶ崎保健福祉事務所	108	103
	厚木保健福祉事務所	187	183
	厚木保健福祉事務所 大和センター	124	122
	小計	997	974
合計		3,770	3,688

(薬務課調べ)

VIII 献血事業の推進

1 概況

神奈川県の献血事業は、昭和39年の「献血の推進について」に関する閣議決定以来順調に進展しており、現在県内の医療機関で必要とされる輸血用血液については献血により確保されている。

しかし、近年の医学・薬学の進歩、高齢社会の到来等により使用量が急増している血漿分画製剤については、その多くを外国からの輸入に依存していたため、その安全性、倫理性、安定供給の面から自給対策が大きな課題となってきた。

このため国では、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制の確立と血液製剤の安全性の向上を図るため、昭和61年度から従来の200mL献血に加え、成分献血・400mL献血を導入するとともに血液製剤の使用適正化の推進を図ることとした。

さらに、新血液事業検討推進委員会の第一次報告及び第二次報告が提出され、これに基づきすべての血液製剤を国内自給するための諸施策が実施されてきた。

この結果、特に緊急の課題であった血液凝固因子製剤の国内自給については、平成5年度から一部の特殊な製剤を除きすべて国内自給されており、他の血漿分画製剤についても今後段階的に自給率を高めていくこととしている。

このような現状のもと、平成15年7月に血液事業全般に係る法的枠組として安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律が施行され、献血の推進が地方公共団体の責務に位置付けられたことから、本県では成分献血・400mL献血を中心とした献血の推進を図ることとし、広く県民に献血思想の普及を図るとともに献血の受入が円滑に実施されるよう努めている。

※平成27年度献血者数 本県 297,871人
全国 4,883,587人

2 献血の推進

(1) 献血推進協議会等の開催

献血推進協議会は献血思想の普及及び献血制度の適正な運営の確保を目的に、昭和40年1月に設置され、献血推進計画及び献血事業の諸問題等について協議を行っている。平成27年度の開催状況は次のとおりである。

年 月 日	場 所	出席委員	協 議 事 項
平成28年2月9日	日本赤十字社神奈川県支部会議室	14人	・平成28年度の献血推進計画(案)について(協議) ・平成27年度の献血事業について(報告)

(2) 献血思想の普及及び広報

医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保する体制の確立を目指し、全国一斉に実施する7月の「愛の血液助け合い運動」及び冬期の「はたちの献血キャンペーン」に加え、広く県民に献血思想の普及と成分献血・400mL献血への理解と協力を求めるため、平成元年度より春と秋の年2回、「かながわ献血キャンペーン」を実施している。このほか、年間を通じて報道機関、ポスター、チラシ等により広報を行うとともに献血功労者の表彰を実施した。

また、少子高齢社会における献血可能人口の減少に対応するため、県内の小中学校から「献血の絵」を募集し、ポスター展を開催するほか、小中学生の親子を対象とした「夏休み小中学生親子献血教室」を実施した。

ア 献血キャンペーン実施状況

① 全国的なキャンペーン

媒 体	愛の血液助け合い運動 (平成27年7月1日～31日)	はたちの献血キャンペーン (平成28年1月1日～2月29日)
ポスター	2,000枚	2,000枚
広報媒体	・県ホームページ掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載	・県ホームページ、「県のたより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載

② かながわ献血キャンペーン

媒 体	春のかながわ献血キャンペーン (平成27年4月1日～5月31日)	秋のかながわ献血キャンペーン (平成27年10月15日～11月30日)
ポスター	3,000枚	3,000枚
広報媒体	・県ホームページ掲載、「県のたより」掲載	・県ホームページ、「県のたより」掲載
その他		【神奈川県赤十字血液センター】 ・「H!P」(神奈川新聞社発行高校生向けフリーペーパー掲載) ・献血記念品「ミンティア」を1人3個配布

イ 平成27年度の表彰状況

区 分	知 事 表 彰	保健福祉事務所長表彰	厚 生 劳 働 大 臣 表 彰
実 施 日	平成27年11月16日(月)	平成27年10月～11月	平成27年8月3日(月)
場 所	日本赤十字社神奈川県支部会議室	県各保健福祉事務所	日本赤十字社神奈川県支部会議室
大 会 名	平成27年度献血推進功労者知事表彰式	---	平成27年度厚生労働大臣表彰状・感謝状伝達式
被表彰者数	26団体(表彰状26)	8団体(表彰状8)	20団体(表彰状4、感謝状16)

ウ 平成27年度「献血の絵」ポスター展応募状況

応 募 学 校 数 (校)			応 募 作 品 数 (点)				
小 学 校	中 学 校	合 計	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中 学 生	合 計
101	70	171	101	129	281	768	1,279

エ キッズ献血実施状況

会場	場所	実施日	参加者(人)		
			子ども	献血(保護者等)	計
アリオ橋本 アクアガーデン		平成27年10月11日～10月12日	685	147	832

オ 献血セミナー実施状況

会場	実施校数	献血者数	参加者数	
			高 校	中 学
高校	3校(4回)	602人	589人	
中学	2校(9クラス)	-		304人

3 神奈川県赤十字社血液センターの状況

(1) 献血受入施設

平成28年4月1日現在

区分	採 血 施 設 名	設 置 場 所	開 設 時 期	採 血 日	管 轄 区 域
血 液 セ ン タ ー	神奈川県 赤十字血液センター	厚木市愛甲1837 TEL046(228)9800	(開所) 昭和48年1月 (組織再編に 伴う名称変更) 平成20年4月	移動採血車による採血	横浜市緑区、青葉区、 川崎市宮前区・多摩区・ 麻生区、平塚市、小田 原市、茅ヶ崎市、相模原 市、秦野市、伊勢原市、 厚木市、海老名市、座 間市、大和市、綾瀬市、 南足柄市、中郡、足柄 下郡、高座郡、愛甲郡、 足柄上郡
事 業 所	神奈川県 赤十字血液センター 横浜事業所	横浜市戸塚区汲沢町219-3 TEL045(871)1111	(開所) 昭和40年2月 (組織再編に 伴う名称変更) 平成24年4月	移動採血車による採血	神奈川県赤十字血液セ ンター所管区域以外の 県内全域
出 張 所	神奈川県 赤十字血液センター 横浜駅西口出張所	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル1階 TEL045(314)7082	(開所) 昭和53年6月 (移転) 平成12年3月	毎日 (年末年始、5月の第4 日曜日を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 横浜駅東口出張所	横浜市西区高島2丁目13番2号 横浜駅前共同ビル7階 TEL045(444)1088	(開所) 平成20年3月	毎日 (年末年始・祝祭日を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 二俣川出張所	横浜市旭区中尾2-3-1 神奈川県運転免許試験場内 TEL045(361)0330	(開所) 昭和42年4月 (移転) 昭和63年1月	日曜日～金曜日 (年末年始・祝祭日を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 横浜駅西口 第二出張所(Leaf)	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル14階 TEL045(534)7173	(開所) 平成27年1月	毎日 (年末年始を除く)	上大岡献血ルームはH 27.1.18にて閉所
所	神奈川県 赤十字血液センター 川崎駅東口 出張所	川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン9階 TEL044(245)1857	(開所) 昭和61年10月 (移転) 平成23年8月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 溝の口出張所	川崎市高津区溝口1-3-1 NOCTYプラザ1 10階 TEL044(813)0311	(開所) 平成9年9月	毎日 (NOCTY1の休日、年末 年始を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 藤沢出張所	藤沢市南藤沢21-8 大安興業ビル2階 TEL0466(25)8877	(開所) 平成3年1月 (移転) 平成5年4月 平成21年9月	毎日 (年末年始を除く)	
	神奈川県 赤十字血液センター 本厚木出張所	厚木市中町2-8-13 NBF厚木ビル1階 TEL046(225)7001	(開所) 平成3年9月 (移転) 平成14年6月	毎日 (年末年始を除く)	

(2) 血液センター及び事業所の現況

施設名 区分	神奈川県 赤十字血液センター	神奈川県 赤十字血液センター 横浜事業所
建設年度	昭和63年度(既存棟) 平成19年度(増築棟)	昭和57年度
建築延べ面積	6,260.81m ²	3,368.85m ²
敷地面積	10,482.02m ²	3,444.47m ²
土地所有者	日本赤十字社(一部借地)	日本赤十字社

※神奈川県赤十字血液センターの建物延べ面積および敷地面積については、関東甲信越ブロック血液センター・神奈川製造所を含む。

4 献血及び供給状況（※資料提供：神奈川県赤十字血液センター）

(1) 献 血

ア 年度別献血目標

年度	区 分	献血目標	献血実績	対前年度比(%)	目標達成率(%)
27年度	献血者数	313,445(人)	297,871(人)	100.4	95.0
	献血量	126,512(ℓ)	120,669(ℓ)	111.7	95.4
26年度	献血者数	311,988(人)	296,828(人)	98.6	95.1
	献血量	127,601(ℓ)	108,047(ℓ)	89.0	84.7
25年度	献血者数	311,137(人)	301,114(人)	98.3	96.8
	献血量	128,335(ℓ)	121,419(ℓ)	96.3	94.6
24年度	献血者数	308,121(人)	306,426(人)	101.4	99.4
	献血量	126,851(ℓ)	126,028(ℓ)	101.9	99.4
23年度	献血者数	302,212(人)	302,104(人)	98.4	100.0
	献血量	125,916(ℓ)	123,729(ℓ)	96.9	98.3

イ 年度別献血者数及び献血量

年度	区 分	献血者数(人)	献血量(ℓ)		
			200mL献血	400mL献血	成分献血
27年度	人 数	297,871	12,612	196,258	89,001
	対前年度比(%)	100.4	95.9	100.6	100.4
26年度	人 数	296,828	13,157	195,058	88,613
	対前年度比(%)	98.6	88.3	100.0	97.1
25年度	人 数	301,114	14,905	194,965	91,244
	対前年度比(%)	98.3	142.0	99.7	90.8
24年度	人 数	306,426	10,500	195,457	100,469
	対前年度比(%)	101.4	153.5	99.3	102.0
23年度	人 数	302,104	6,842	196,770	98,492
	対前年度比(%)	98.4	107.4	100.4	94.0

ウ 男女別・年齢別献血者状況

平成27年度(単位:人)

区分 年齢別	性別	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
		16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
200mL献血	男	978	148	98	169	133	59	1,585
	女	3,318	2,822	1,407	1,892	1,256	332	11,027
400mL献血	男	6,914	22,150	27,973	48,949	34,920	12,540	153,446
	女	2,127	8,911	7,232	11,901	9,007	3,634	42,812
成分献血	男	440	4,969	11,072	22,473	17,694	6,543	63,191
	女	507	4,887	5,705	7,578	5,310	1,823	25,810
小 計	男	8,332	27,267	39,143	71,591	52,747	19,142	218,222
	女	5,952	16,620	14,344	21,371	15,573	5,789	79,649
合 計		14,284	43,887	53,487	92,962	68,320	24,931	297,871
構成比 (%)		4.8	14.7	18.0	31.2	22.9	8.4	100.0

エ 年度別・年齢別献血状況

年齢別 年度	区分	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
		16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	計
27年度	人数(人)	14,284	43,887	53,487	92,962	68,320	24,931	297,871
	%	4.8	14.7	18.0	31.2	22.9	8.4	100.0
26年度	人数(人)	13,662	44,425	56,912	94,923	63,647	23,259	296,828
	%	4.6	15.0	19.2	32.0	21.4	7.8	100.0
25年度	人数(人)	14,313	49,491	63,356	95,249	57,348	21,357	301,114
	%	4.8	16.4	21.0	31.6	19.0	7.1	100.0
24年度	人数(人)	13,023	52,780	70,378	95,665	53,974	20,606	306,426
	%	4.2	17.2	23.0	31.2	17.6	6.7	100.0
23年度	人数(人)	11,747	54,546	76,026	91,063	49,389	19,333	302,104
	%	3.9	18.1	25.2	30.1	16.3	6.4	100.0

オ 年度別・職業別 献血状況

職業 年度	区分	公務員	会社員	学生		その他	計
				高校生	その他		
27年度	人数(人)	29,360	186,546	6,293	16,785	58,887	297,871
	%	9.9	62.6	2.1	5.6	19.8	100.0
26年度	人数(人)	29,919	185,077	5,900	16,759	59,173	296,828
	%	10.1	62.4	2.0	5.6	19.9	100.0
25年度	人数(人)	30,152	187,274	6,201	18,261	59,226	301,114
	%	10.0	62.2	2.1	6.1	19.7	100.0
24年度	人数(人)	31,295	191,837	5,163	18,010	60,121	306,426
	%	10.2	62.6	1.7	5.9	19.6	100.0
23年度	人数(人)	29,943	191,461	4,344	18,221	58,135	302,104
	%	9.9	63.4	1.4	6.0	19.2	100.0

受入施設	年度	平成27年度			(平成27年度内訳)			平成26年度		
		人 数	構成比	前年比	200mL	400mL	成分	人 数	構成比	前年比
県 内 合 計		297,871	100.0	100.4	12,612	196,258	89,001	296,828	100.0	98.6
出張所	横 浜 Leaf	36,341	12.2	452.5	1,432	14,172	20,737	8,031	2.7	-
	横 浜 駅 西 口	18,064	6.1	58.5	377	10,376	7,311	30,901	10.4	85.9
	横 浜 駅 東 口	34,502	11.6	87.3	1,080	16,077	17,345	39,499	13.3	91.2
	二 俣 川	18,654	6.3	99.6	832	17,822	0	18,736	6.3	101.2
	か わ さ き	33,656	11.3	98.7	1,052	16,002	16,602	34,112	11.5	93.2
	み ぞ の く ち	15,772	5.3	97.8	670	7,932	7,170	16,128	5.4	102.7
	藤 沢	18,852	6.3	103.5	525	8,351	9,976	18,206	6.1	104.0
	本 厚 木	19,520	6.6	106.4	533	9,127	9,860	18,352	6.2	105.2
血液センター	(上 大 岡)	0	0.0	0.0	0	0	0	12,432	4.2	89.4
	小 計	195,361	65.6	99.5	6,501	99,859	89,001	196,397	66.2	98.7
	移動採血車	50,645	17.0	101.0	2,780	47,865	0	50,146	16.9	97.9
事業所	オープントラック	1,034	0.3	100.3	47	987	0	1,031	0.3	346.0
	小 計	51,679	17.3	101.0	2,827	48,852	0	51,177	17.2	99.3
	移動採血車	47,737	16.0	102.6	3,073	44,664	0	46,523	15.7	97.2
事業所	オープントラック	3,094	1.0	113.3	211	2,883	0	2,731	0.9	96.9
	小 計	50,831	17.1	103.2	3,284	47,547	0	49,254	16.6	97.2

キ 献血不採血者数内訳 平成27年度

項目 男女別	受付者数 (人)	不採血者数 (人)	前年比 (%)	不採血率 (%)	不採血者数内訳	
					比重不足者数(人)	その他(人)
男	238,149	19,927	97.1	8.4	5,688	14,239
女	109,835	30,186	96.2	27.5	18,468	11,718
計	347,984	50,113	96.6	14.4	24,156	25,957

(2) 供 給

ア 年度別・製剤別供給状況

(単位:200mL由来換算)

年度	全 血		赤 血 球		血 漿		血 小 板		合 计	
	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)
27年度	0	0.0	395,378	34.0	221,501.5	19.0	546,784	47.0	1,163,663.5	100.0
26年度	0	0.0	393,465	34.7	217,367.0	19.2	522,380	46.1	1,133,212.0	100.0
25年度	0	0.0	394,111	34.0	216,875.0	18.7	548,643	47.3	1,159,629.0	100.0
24年度	0	0.0	393,630	34.4	217,339.5	19.0	534,859	46.7	1,145,828.5	100.0
23年度	0	0.0	396,205	34.7	219,323.5	19.2	526,988	46.1	1,142,516.5	100.0

イ 製品別供給状況

(単位:200mL由来換算)

種類		27年度	26年度	25年度
全 血 製 剤	人全血液-LR「日赤」 (旧人全血液CPD)	0	0	0
	小計	0	0	0
血液成分製剤	赤血球濃厚-LR「日赤」 (旧赤血球M·A·P)	394,571	392,306	392,897
	洗净赤血球液-LR「日赤」 (旧洗涤赤血球)	755	1,049	1,188
	解凍赤血球液-LR「日赤」 (旧解凍赤血球濃厚液)	2	18	10
	合成血液-LR「日赤」 (旧合成血)	50	92	16
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」 (旧新鮮凍結血漿)	221,501.5	217,367.0	216,875.0
	濃厚血小板「日赤」 (旧濃厚血小板)	533,529	505,640	532,228
	濃厚血小板HLA「日赤」 (旧濃厚血小板HLA)	13,255	16,740	16,415
	小計	1,163,663.5	1,133,212.0	1,159,629.0
合計		1,163,663.5	1,133,212.0	1,159,629.0

IX 薬剤師の確保

薬剤師不足への対応を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、薬剤師の復職支援事業に助成を行った。

1 概要

- (1) (公社)神奈川県病院薬剤師会が実施した、病院への復職・転職等を希望する薬剤師を対象とした研修事業に対し、助成を図った。
- (2) (公社)神奈川県薬剤師会が実施した、薬局への復職・転職等を希望する薬剤師を対象とした研修事業に対し、助成を図った。

2 研修

- (1) 6日間にわたり実施した。
1日目は座学(最近の病院薬剤師業務、よく使われる新薬、情報病院事例紹介等)、2日目から5日目は各病院での実務研修、最終6日目は個別相談会を行った。
- (2) 6日間にわたり実施した。
2日間は総合講習として座学(医薬品等の販売方法、医薬品医療機器等法・薬剤師法等関係法規等)、4日間は各薬局での調剤及び在宅業務等の実務実習を行った。

X 災害時医薬品等の確保対策

1 災害時医薬品等の調達

地震等の医療救護に必要な医薬品及び医療機材等の緊急調達を迅速に実施できるよう神奈川県医薬品卸業協会(平成6年5月27日締結)及びメーカー等8社(平成28年4月1日現在)との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結しており、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生時直前の適正な価格で調達できるようになっている。

2 災害用血液製剤の確保

南関東地震等の災害発生時における血液の緊急需要に備えるため、日本赤十字社神奈川県支部と「災害用血液製剤の確保に関する協定」(平成26年9月17日)を締結し、負傷者の治療に迅速に対応できる体制をとっている。

3 国有ワクチン等の供給

乾燥まむしウマ抗毒素は、その供給が急を要することが多いため、県があらかじめ購入し、けいゆう病院等の医療機関に備蓄し、必要に応じて供給している。また、その他依頼のあった国有ワクチンを国と連携を図り供給している。

供給状況

年度	乾燥ガスえぞ ウマ抗毒素	乾燥まむし ウマ抗毒素	乾燥ジフテリア ウマ抗毒素	計
27年度	—	—	—	—
26年度	2	—	—	2
25年度	—	—	—	—
24年度	—	—	—	—
23年度	4	—	—	4

※ 県があらかじめ購入するのではなく、国と連携を図り供給する方式に変更

4 解毒剤の備蓄

毒物劇物による中毒のうち、特に毒性が強く迅速に対処する必要があるシアン化合物、ヒ素及び有機リンによる中毒に対して、医療機関からの緊急要請に対応するため、危機管理対策の一環として県があらかじめ購入し、神奈川県医薬品卸業協会の会員業者に備蓄している。

中毒の種類	品名	備蓄総量	保管数量		
			横浜地区	県央地区	県西地区
シアン化合物	デトキソール注	680管	330管	210管	140管
ヒ素化合物	バル注	300管	150管	100管	50管
有機リン	パム注	300管	150管	100管	50管



參 考 資 料 • 統 計



神奈川県薬事審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号に基づき設置された神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 薬事関係者の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
- (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の取扱いの適正化に関すること。
- (4) 医薬品等の生産の振興及び円滑な流通に関すること。
- (5) 医薬品等の安全性の確保に関すること。
- (6) 薬用植物に関する知識の普及等に関すること。
- (7) その他薬事に関する重要な事項。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 薬事関係業者を代表する者
 - (3) 消費者を代表する者
 - (4) 神奈川県職員
- 2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定による指定に際し、事項を分掌させるため、審議会に、薬物評価検討部会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、特別の事項を調査審議せるため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 3 薬物評価検討部会及び前項の部会(以下「薬物評価検討部会等」という。)に属する委員は、会長が指名する。
- 4 薬物評価検討部会等に部会長を置き、薬物評価検討部会等に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、薬物評価検討部会等の会務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、薬物評価検討部会等に属する委員のうちから部会長をあらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 7 部会長は、薬物評価検討部会等で議決した事項について、審議会に報告し、次条の規定により部会のもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 8 前条の規定は、薬物評価検討部会等について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるの「薬物評価検討部会等」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「薬物評価検討部会等」と読み替えるものとする。

(審議会と薬物評価検討部会との関係)

第7条 審議会は、前条第1項に掲げる薬物評価検討部会が分掌する事項について、当該部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(専門委員)

第8条 審議会は、専門の事項を調査検討させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、知事が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、保健福祉局生活衛生部薬務課で処理する。

(委任規定)

第11条 この規定に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この規則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

(昭和38年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和40年7月13日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和51年2月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和55年3月21日規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(平成9年5月13日規則第89号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

(平成17年3月29日規則第93号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月30日規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成26年11月21日規則第103号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

(平成27年6月9日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県薬事審議会委員名簿(平成28年6月現在)

区分	氏名	役職
学識経験のある者	石毛 敦	横浜薬科大学薬学部長
	てらさき 雄介	県議会厚生常任委員会委員長
	加藤昇一	神奈川県薬剤師会会長
	川副泰成	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院院長補佐
	栗原正明	国立医薬品食品衛生研究所機械化部部長
	笛生正人	神奈川県医師会理事
	篠塚達雄	横浜薬科大学教授
	篠原弘子	神奈川県看護協会会長
	鈴木勉	星薬科大学特任教授
薬事関係業者を代表する者	武内鉄夫	神奈川県医師会副会長
	宮崎美子	神奈川県病院薬剤師会副会長
	川西弘章	神奈川県医薬品配置協会会長
	北井誠司	神奈川県医薬品登録販売者協会会長
	佐々木秀樹	神奈川県製薬協会会長
	鈴木勝利	神奈川県医療機器工業会副会長
消費者を代表する者	新家八	神奈川県医薬品卸業協会協会理事長
	村上仁	神奈川県化粧品工業協会会長
	石川壽々子	県地域婦人団体連絡協議会副会長
田中靖子	田中靖子	県民生委員児童委員協議会常任理事
	広田俊明	日本放送協会横浜放送局放送部長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程

(設置、目的)

第1条 神奈川県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、神奈川県薬物乱用対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の業務を所掌する。

- (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導等に関すること。
- (2) 薬物事犯の取締の強化に関すること。
- (3) 薬物中毒者の医療、更生保護等に関すること。
- (4) その他の薬物乱用対策について必要な事項。

(組織)

第3条 本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 3人
- (3) 本部員 若干人

(役員)

第4条 本部長は、知事をもっててて、本部の業務を統括し、本部を代表する。

2 副本部長は、保健福祉局を担当する副知事、教育長及び警察本部長をもっててて、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なお、副本部長職の統括については、保健福祉局を担当する副知事がたるものとする。

3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代理する。

4 本部員は、次に掲げる者をもっててて。

- (1) 県民局長
- (2) 保健福祉局長
- (3) 教育局指導部長
- (4) 警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
- (5) 保健所設置市の衛生担当部局長
- (6) 国の地方行政機関の職員のうちから本部長が選任した者
- (7) 関係団体の役職員及び学識経験のある者のうちから本部長が選任した者

5 本部員の選任期間は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の本部員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

6 本部員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

(対策部会の設置)

第6条 本部の下に、取締対策部会及び啓発・青少年対策部会を置く。

2 取締対策部会及び啓発・青少年対策部会の設置・運営については、別に要領をもって定める。

(事務局の組織)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を保健福祉局に置き、次の職員をもって組織する。

(1) 事務局長 1人

(2) 書記 若干人

(事務局職員)

第8条 事務局長は、保健福祉局生活衛生部長をもってあてる。

2 書記は、保健福祉局の職員をもってあてる。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年7月24日から施行する。

2 神奈川県麻薬等薬物対策本部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部員名簿

平成28年6月現在

構 成	氏 名	役 職
本 部 長	黒 岩 祐 治	知 事
副 本 部 長	中 島 正 信	副 知 事
〃	桐 谷 次 郎	教 育 長
〃	島 根 悟	警 察 本 部 長
本 部 員	笛 生 正 人	神 奈 川 県 医 師 会 理 事
〃	佐 伯 彰	神 奈 川 県 精 神 科 病 院 協 会 理 事
〃	加 藤 昇 一	神 奈 川 県 薬 剤 師 会 会 長 薬 物 ク リ ン か な が わ 推 進 会 議 会 長
〃	若 菜 敏 孝	神 奈 川 県 民 生 委 員 児 童 委 員 協 会 常 任 理 事
〃	山 口 信 郎	神 奈 川 県 保 護 司 会 連 合 会 会 長 神 奈 川 県 薬 物 亂 用 防 止 指 導 員 協 会 会 長 薬 物 ク リ ン か な が わ 推 進 会 議 副 会 長
〃	三 部 雅 世	神 奈 川 県 地 域 婦 人 団 体 連 絡 協 会 会 副 会 長
〃	鈴 木 勉	星 薬 科 大 学 特 任 教 授・名 誉 教 授
〃	石 井 一 也	か な が わ 青 少 年 社 會 環 境 健 全 化 推 進 会 議 会 長
〃	古 谷 伸 彦	横 浜 地 方 檢 察 庁 刑 事 部 長
〃	市 川 守	横 浜 少 年 鑑 別 所 長
〃	田 中 一 戄	横 浜 保 護 觀 察 所 長
〃	阿 田 正 一	東 京 入 国 管 理 局 横 浜 支 局 長
〃	山 田 修 三	横 浜 稅 関 調 査 部 長
〃	寺 崎 隆 弘	関 東 信 越 厚 生 局 麻 薬 取 締 部 横 浜 分 室 長
〃	小 島 良 二	横 浜 海 上 保 安 部 長
〃	丸 山 陽 一	神 奈 川 労 働 局 総 務 部 長
〃	吉 田 英 男	神 奈 川 県 市 長 会 代 表
〃	村 田 子	神 奈 川 県 町 村 会 代 表
〃	鯉 渕 信 也	横 浜 市 健 康 福 祉 局 長
〃	成 田 哲 夫	川 崎 市 健 康 福 祉 局 長
〃	熊 坂 誠	相 模 原 市 健 康 福 祉 局 長
〃	惣 田 晃	横 須 賀 市 健 康 部 長
〃	坂 本 洋	藤 沢 市 保 健 医 療 部 長
〃	折 笠 初 雄	教 育 委 員 会 教 育 局 指 導 部 長
〃	綿 引 直 也	警 察 本 部 刑 事 部 組 織 犯 罪 対 策 本 部 長
〃	茂 木 吉 晴	県 民 局 長
〃	佐 久 間 信 戄	保 健 福 祉 局 長

神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用対策推進本部に取締対策部会（以下「取締部会」という。）を置く。

第2 所掌事務

取締部会は、薬事事犯の取締の強化に関する事を所掌する。

第3 組 織

取締部会の構成員は15名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

警察本部刑事部組織犯罪対策本部長（部会長）
保健福祉局長（副部会長）
横浜地方検察府麻薬係検事
警察本部生活安全部少年捜査課長
警察本部生活安全部生活経済課長
警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門首席入国警備官
横浜税關調査部特別審理官（第4担当）
横浜海上保安部警備救難課長
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室情報官
保健福祉局生活衛生部薬務課長

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、保健福祉局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 そ の 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用防止対策の徹底を図るため、神奈川県薬物乱用対策推進本部に啓発・青少年対策部会(以下「啓発部会」という。)を置く。

第2 所掌事務

啓発部会は、薬物乱用防止、特に青少年による乱用防止についての啓発等に関する事を所掌する。

第3 組 織

啓発部会の構成員は27名以内とし、次に掲げる者をあてる。

保健福祉局長(部会長)
保健福祉局生活衛生部長(副部会長)
神奈川県薬剤師会副会長
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会会长
神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
薬物クリーンかながわ推進会議副会長
かながわ青少年社会環境健全化推進会議副会長
横浜市健康福祉局医療安全課長
川崎市健康福祉局健康安全部医事・薬事課長
相模原市健康福祉局保健所医事薬事課長
横須賀市健康部保健所健康づくり課長
藤沢市保健医療部保健所地域保健課長
教育局指導部保健体育課長

教育局支援部子ども教育支援課長
教育局支援部学校支援課長
教育局生涯学習部生涯学習課長
警察本部生活安全部生活安全総務課長
警察本部生活安全部少年育成課長
警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
知事室広報戦略担当課長
安全防災局安全防災部くらし安全交通課長
県民局次世代育成部子ども家庭課長
県民局次世代育成部青少年課長
県民局次世代育成部私学振興課長
商工労働局労働部労政福祉課長
保健福祉局生活衛生部薬務課長

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、保健福祉局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 その 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年9月14日から施行す

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年10月1日から施行す

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱

第1 設 置

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の18の規定に基づく麻薬中毒者の相談及び他の麻薬周辺薬物乱用者の相談に応じるための職員として、神奈川県に麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)を置く。

第2 定 数

相談員の定数は34名以内とし、地区ごとに必要な人員を定めるものとする。

第3 任 命

相談員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が任命する。

- (1) 人格及び行動については社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 担当区域の実情に精通していること。
- (6) 76歳未満であること。

第4 身 分

相談員は、非常勤職員とする。

第5 任 期

相談員の任期は、任命の日からその日の属する会計年度の末日までとする。

第6 報 酬

相談員には、報酬を支給するものとする。

第7 職 務

- (1) 觀察指導
相談員は、麻薬中毒者であった者のうち観察指導を行うことが必要とされている者の家庭等を訪問して、観察指導を行うものとする。
- (2) 相 談
相談員は、麻薬中毒者及び麻薬周辺薬物乱用者の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うものとする。
- (3) 思想の普及
相談員は、麻薬及び麻薬周辺薬物の乱用防止を図るために、関係機関と緊密な連携を保ち、担当区域内の薬物乱用防止思想の普及を図るものとする

第8 服 務

- (1) 相談員は、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- (2) 相談員は、その職務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証票を携行するものとする。

第9 報 告

相談員は、勤務内容について、翌月5日までに知事に報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
- 2 第3(6)の規定は、昭和53年3月31日現在において麻薬中毒相談員であった者を引き続き任命する場合には、昭和54年3月31日まで適用しない。
- 3 神奈川県麻薬中毒者相談員設置要綱(昭和48年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要領は、昭和53年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年11月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領

第1 目的

この要領は、麻薬等薬物相談員（以下「相談員」という。）に関し神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 地区ごとの相談員定数

相談員の担当地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地 区	定 数	
横 浜	9	横浜市
川 崎	4	川崎市
横須賀三浦	2	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町
そ の 他	9	上記以外の市町村
計	24	

第3 報酬額

- (1) 相談員の報酬は、月額4,167円とする。
- (2) 新たに相談員となった者は、その日から報酬を支給し、報酬に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた報酬を支給する。
- (3) 相談員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- (4) 相談員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- (5) (2)又は(3)の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、または、その月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として日割りによって計算した額を支給する。

第4 身分証明書

相談員が職務を行うに当たり、携行する証票は第1号様式によるものとする。

第5 報告書

相談員が知事に勤務内容を報告する報告書は、第2号様式によるものとし、その内容が観察指導である場合には第3号様式による報告書を別に添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 第5の規定は、当分の間なお従前の例によることでができるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員名簿

平成28年6月現在

地 区	氏 名	公 職
横 浜	山 崎 健	薬剤師
	徳 江 傳 三	保護司
	酒 井 果 脇	保護司、薬物乱用防止指導員、人権擁護委員
	玉 井 經 理	保護司、薬物乱用防止指導員、少年指導委員、少年補導員
	砂 田 育 夫	保護司、薬物乱用防止指導員
	北 村 美代子	保護司
	水 上 涼 子	保護司、薬物乱用防止指導員、民生委員児童委員
	高 木 正 隆	保護司、薬物乱用防止指導員
	堀 田 汎	保護司、薬物乱用防止指導員
川 崎	鈴 木 辰 男	保護司
	上 原 隆 志	保護司、薬物乱用防止指導員
	林 悅 子	保護司
	石 渡 宏 衛	薬剤師、薬物乱用防止指導員
横須賀 三 浦	結 城 敏 夫	保護司
	阿 部 吉 勝	保護司
そ の 他	木 下 泰 男	薬剤師
	山 口 美知子	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 泉 和 美	保護司、薬物乱用防止指導員
	鍛 代 憲 一	保護司
	萩 原 岑 彦	保護司、薬物乱用防止指導員
	大 谷 美津子	保護司、薬物乱用防止指導員
	山 下 耕 司	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	山 口 信 郎	保護司、薬物乱用防止指導員
	石 井 理 美	薬剤師、薬物乱用防止指導員

神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止啓発活動を行う者として、神奈川県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 定 数

指導員の定数は500人以内とする。

3 選 任

指導員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が選任する。

- (1) 保護司、薬剤師、麻薬等薬物相談員等社会的に指導的立場にある者であること。
- (2) 薬物乱用防止活動に熱意と理解を示す者で時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活力を有すること。
- (4) 76歳未満であること。

4 選任期間

指導員の選任期間は、選任の日から2年とする。

ただし、欠員が生じた場合における新たな指導員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

5 業務の内容

(1) 啓発活動

指導員は、関係機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開する。

(2) 指導活動

指導員は、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、相談を行うものとする。

6 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱（昭和54年11月5日施行）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数

平成28年4月現在

地 区	指 導 員 数	地 区	指 導 員 数
鶴 見	15	中 原	12
神 奈 川	16	高 津	10
西	10	宮 前	10
中	12	多 摩	10
南	12	麻 生	10
港 南	12	川 崎 市 計	73
保 土 ケ 谷	11	相 模 原 市	33
旭	11	横 須 賀 市	22
磯 子	10	藤 沢 市	17
金 沢	10	平 塚	15
港 北	12	鎌 倉	16
緑	10	小 田 原	13
青 葉	10	茅 ケ 崎	11
都 築	10	三 崎	10
戸 塚	13	秦 野 伊 勢 原	13
栄	10	厚 木	20
泉	10	大 和 綾 瀬	14
瀬 谷	10	足 柄 上	10
横 浜 市 計	204	県 域 計	122
川 崎	11	合 計	471
幸	10		

(注) 地区は、保健福祉事務所等又は保健所管内

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の組織的な啓発活動のために神奈川県薬物乱用防止指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 構 成

協議会は、指導員をもって構成する。

3 事業実施

協議会は、毎年度、組織的に行われることにより啓発効果が期待できる事業実施計画書を作成し、県薬務課に報告する。

4 支 部

- (1) 協議会に支部を置き、指導員はいずれかの支部に属するものとする。
- (2) 保健所を設置する市は、保健所の所管区域ごとに、その他の地域については、県保健福祉事務所の所管区域ごとに支部を置く。
- (3) 各支部の構成員は、10名以上とする。
- (4) 支部は、毎年度協議会の事業計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画書を策定し、指導員による組織的啓発活動を行うほか、保健所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を図る。
- (5) 支部は、毎年度事業実績報告書を作成し、協議会に報告する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

神奈川県麻薬中毒審査会

麻薬及び向精神薬取締法第58条の13に基づき、麻薬中毒者の入院措置の継続について適否の審査を行う神奈川県麻薬中毒審査会を昭和38年8月8日に設置した。

平成28年4月現在

氏名	職業又は役職
天田佑	横浜地方検察庁麻薬係検事
深澤詩子	弁護士
笛生正人	神奈川県医師会理事
宮城悦子	公立大学法人横浜市立大学付属病院 産婦人科部長(医師)
太田惠藏	横浜市医師会常任理事

麻薬及び向精神薬取締法(抜粋)

(麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置入院中につき入院を継続する必要があると認められるときに麻薬中毒審査会を置くものとすることができる。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。
- 3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

薬物クリーンかながわ推進会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、薬物クリーンかながわ推進会議の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会議は、薬物クリーンかながわ推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(事務所)

第3条 推進会議の事務所を事務局の所在地に置く。

(目的)

第4条 県内の各種機関、団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動（以下「啓発運動」という。）を展開し、もって、不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的とする。

(組織)

第5条 推進会議は、前条の目的に賛同する団体等を会員として組織する。

(事業)

第6条 推進会議は、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

（1）啓発運動の推進

（2）構成団体相互間の連絡調整

（3）啓発運動の推進のための関係団体が行う活動に対する協力、援助

（4）啓発運動の推進のための広報活動その他目的達成のために必要な事業

(役員)

第7条 推進会議に、次の役員を置く。

（1）会長 1人

（2）副会長 若干名

（3）運営委員 20人程度

（4）監事 2人

2 会長は、社団法人神奈川県薬剤師会会长をもつてある。

3 副会長及び運営委員は、会長が委嘱する。

4 監事は、運営委員以外の者から運営委員会が選出する。

5 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、新たな役員が就任するまでの間 は原則としてその職務を執行するものとする。なお、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、推進会議の運営に関する事項を審議し、又は実施する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(顧問)

第9条 推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会議)

第10条 推進会議の会議は、総会及び運営委員会等とする。

(入会)

第11条 会員になろうとする者は、別紙入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員たる団体、機関の代表者、事務所の所在地、名称の変更を行った時も同様とする。

(退会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、解散した時は、退会したものとみなす。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集して開催する。

2 総会は、本会議の運営に関し、特に重要な事項を審議する。

3 総会は、運営委員会をもって代えることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、原則として年1回以上、会長が召集して開催する。

3 運営委員会は、事業報告、事業計画、決算、予算及びその他本会議の執行に関する重要な事項を審

(専門委員会)

第15条 会長は、第4条の目的達成のために必要があると認める場合には、運営委員会の議事を経て、会員その他の者のうちから、会長が委嘱した者をもって専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。

3 専門委員会は、委員長が召集し、必要に応じて開催することができる。

4 専門委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 推進会議の事業計画及び収支予算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 推進会議の事業報告及び収支決算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資産)

第19条 推進会議の資産は、次に掲げるものをもって構成し、推進会議の事業経費に充てる。

(1) 「ダメ。ゼッタイ」国連支援募金の還付金

(2) 寄付金品

(3) その他の金品

2 前項の資産については、会長がこれを管理する。

(事務局)

第20条 推進会議の活動・運営を円滑にするために事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課に置く。

3 事務局は、職員若干名をもって組織する。

4 事務局長は、副課長をもってあてる。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成4年10月28日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成8年6月11日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行の期日)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

薬物クリーンかながわ推進会議会員名簿（183団体）

平成28年6月現在

【衛生関係団体】	(48団体)
神奈川県医師会	
神奈川県薬剤師会	
神奈川県精神科病院協会	
神奈川県公衆衛生協会	
日本赤十字社神奈川県支部	
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会	
神奈川県化粧品工業協会	
神奈川県医薬品登録販売者協会	
神奈川県医療機器販売業協会	
神奈川県医療機器工業会	
神奈川県鮨商生活衛生同業組合	
神奈川県中華料理業生活衛生同業組合	
神奈川県料理業生活衛生同業組合	
神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合	
神奈川県食肉生活衛生同業組合	
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合	
神奈川県理容生活衛生同業組合	
神奈川県興行生活衛生同業組合	
神奈川県クリーニング生活衛生同業組合	
横浜市食品衛生協会	
横浜市特殊浴場協会	
横浜市旅館組合連合会	
神奈川県ビルメンテナンス協会	
神奈川県臨床衛生検査技師会	
【商工関係団体】	(10団体)
神奈川県中小企業団体中央会	
神奈川県商工会連合会	
神奈川県観光協会	
J A T A 関東支部神奈川県地区会	
神奈川県石油商業組合	
【建設・不動産関係団体】	(3団体)
神奈川県建設業協会	
全日本不動産協会神奈川県本部	
【塗装関係団体】	(6団体)
日本塗料商業組合神奈川県支部	
神奈川県塗装工業協同組合	
神奈川県建設吹付工事協同組合	
【金融関係団体】	(3団体)
横浜銀行協会	
日本貸金業協会神奈川県支部	
【農政関係団体】	(6団体)
神奈川県農業協同組合中央会	
神奈川県漁業協同組合連合会	
神奈川県獣医師会	
【交通関係団体】	(10団体)
神奈川県バス協会	
神奈川県トラック協会	
神奈川県個人タクシー協会	
神奈川県指定自動車教習所協会	
神奈川県自動車販売店協会	

神奈川県歯科医師会
神奈川県看護協会
神奈川県病院協会
かながわ健康財団
神奈川県麻薬等薬物相談員会
神奈川県製薬協会
神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県麻薬卸売協会
神奈川県医薬品配置協会
神奈川県生活衛生営業指導センター
神奈川県麵類生活衛生同業組合
神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合
神奈川県飲食業生活衛生同業組合
神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
神奈川県冰雪販売業生活衛生同業組合
神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合
神奈川県美容業生活衛生同業組合
神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
神奈川県食品衛生協会
川崎市食品衛生協会
川崎市特殊浴場協会
神奈川県ペストコントロール協会
神奈川県理学療法士会
日本産業医療ガス協会 神奈川県支部
神奈川県商工会議所連合会
神奈川県高圧ガス防災協議会
神奈川県旅行業協会
神奈川県遊技場協同組合
神奈川県カラオケボックス協会
神奈川県宅地建物取引業協会
神奈川県塗装協会
神奈川県建設防水事業協同組合
シンナー・トルエン等乱用防止神奈川連絡会
神奈川県信用金庫協会
神奈川県種苗協同組合
神奈川県栽培漁業協会
神奈川県森林組合連合会
神奈川県交通安全協会
神奈川県自動車整備振興会
神奈川県タクシー協会
日本自動車連盟神奈川支部
神奈川県道路公社

【P T A 関係団体】 (5団体)

神奈川県立高等学校 P T A 連合会
川崎市 P T A 連絡協議会
横浜市 P T A 連絡協議会

【学校関係団体】 (6団体)

神奈川県私学団体連合会
神奈川県専修学校各種学校協会
神奈川県市町村教育長会連合会

【青少年関係団体】 (2団体)

神奈川県青少年指導員連絡協議会

【福祉関係団体】 (12団体)

神奈川県民生委員児童委員協議会
川崎市民生委員児童委員協議会
神奈川県社会福祉協議会

川崎市社会福祉協議会

神奈川県社会福祉事業団

神奈川県総合リハビリテーション事業団

【スポーツ関係団体】 (10団体)

神奈川県体育協会

神奈川県スケート連盟

神奈川県武術太極拳連盟

神奈川県馬術協会

神奈川県カヌー協会

【報道関係】 (4団体)

神奈川新聞社

神奈川県ケーブルテレビ協議会

【その他】 (14団体)

神奈川県保護司会連合会

神奈川県地域婦人団体連絡協議会

横浜市防犯協会連合会

神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会

国際ロータリー 第2590地区

ライオンズクラブ国際協会330-B地区

かながわ女性会議

【国機関】 (8団体)

横浜税関

横浜保護観察所

東京入国管理局横浜支局

横浜少年鑑別所

【県機関】 (3団体)

神奈川県

神奈川県警察本部

【市町村】 (33団体)

横浜市	川崎市	横須賀市
小田原市	茅ヶ崎市	逗子市
厚木市	大和市	伊勢原市
綾瀬市	葉山町	寒川町
大井町	松田町	山北町
湯河原町	愛川町	清川村

神奈川県 P T A 協議会

神奈川県私学父母連合会

神奈川県私立中学高等学校協会

神奈川県私立短期大学協会

神奈川県私立大学連絡協議会

神奈川県少年補導員連絡協議会

横浜市民生委員児童委員協議会

相模原市民生委員児童委員協議会

横浜市社会福祉協議会

相模原市社会福祉協議会

恩賜財団神奈川県済生会

神奈川県医療福祉施設協同組合

神奈川県ライフル射撃協会

神奈川県剣道連盟

神奈川県卓球協会

神奈川県ウエイトリフティング協会

神奈川県野球連盟

アルエフラジオ日本

ジェイコム湘南

神奈川県更生保護女性連盟

神奈川県防犯協会連合会

神奈川県銃砲安全協会連合会

神奈川県暴力追放推進センター

国際ロータリー 第2780地区

横浜弁護士会

国際ソロプロチミスト横浜西

神奈川労働局

南関東防衛局

関東運輸局神奈川運輸支局

関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

神奈川県教育局

平塚市	鎌倉市	藤沢市
相模原市	三浦市	秦野市
海老名市	座間市	南足柄市
大磯町	二宮町	中井町
開成町	箱根町	真鶴町

神奈川県献血推進協議会要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、保健福祉局に神奈川県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(役員)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には知事を、副会長には保健福祉局を担当する副知事をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長とも事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の選任期間は前任の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 献血推進計画の検討に関すること。
- (4) その他献血の推進に関する必要な事項。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、特別な事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が協議会にはかつて指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は部会長が招集する。
- 5 部会長は部会の会議を主宰し、会議を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため保健福祉局生活衛生部薬務課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人、幹事及び書記若干人を置く。
- 3 事務局長には生活衛生部長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は県職員及び関係機関の職員のうちから知事が選任する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するものほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附則

この要綱は、昭和40年1月28日から実施する。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年1月4日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 第2条の適用については、委員の次期改選期から適用するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月17日から実施する。

神奈川県献血推進協議会委員名簿

平成28年6月現在

構 成	氏 名	役 職
会 長	黒岩 祐治	神奈川県知事
副 会 長	中島 正信	神奈川県副知事
委 員	宍戸 章子	神奈川県立深沢高等学校長
〃	鈴木 恒夫	藤沢市長（県市長会）
〃	山梨 崇仁	葉山町長（県町村会）
〃	杉山 信雄	神奈川県議会議員
〃	君嶋 ちか子	神奈川県議会議員
〃	笛生 正人	(公社) 神奈川県医師会理事
〃	太田 史一	(公社) 神奈川県病院協会常任理事
〃	金子 弘之	(公社) 神奈川県薬剤師会理事
〃	尾形 慶三	ライオンズクラブ国際協会330-B地区ガバナー
〃	中嶋 義臣	神奈川県赤十字協議会理事長
〃	藤崎 清道	神奈川県赤十字血液センター所長
〃	境 真理子	株式会社神奈川 総務部長
〃	菱倉 昌二	株式会社神奈川新聞社 編集局編集委員
〃	澁谷 一郎	(一社) 神奈川県私立中学高等学校協会理事
〃	二見 稔	(一社) 神奈川県経営者協会事務局長
〃	島 辰夫	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
〃	藤澤 浩子	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川副代表理事
〃	中島 英之	医療職（公募委員）

神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県内において、患者及び医師等の医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品、以下「GE」という。)を使用できる環境を整備し、その使用を促進することにより、患者負担の軽減及び医療費の削減を図ることを目的に、有識者及び関係団体等による神奈川県後発医薬品使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及状況の把握と情報共有に関すること
- (2) GEの使用促進策に関すること
- (3) GEの普及啓発に関すること
- (4) その他GEに関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体において推薦された者
- (3) 県民
- (4) その他

2 委員の選任期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の選任期間の途中で選任された委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定していない場合は、保健福祉局生活衛生部薬務課長が招集する。

- 2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を開くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、保健福祉局生活衛生部薬務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

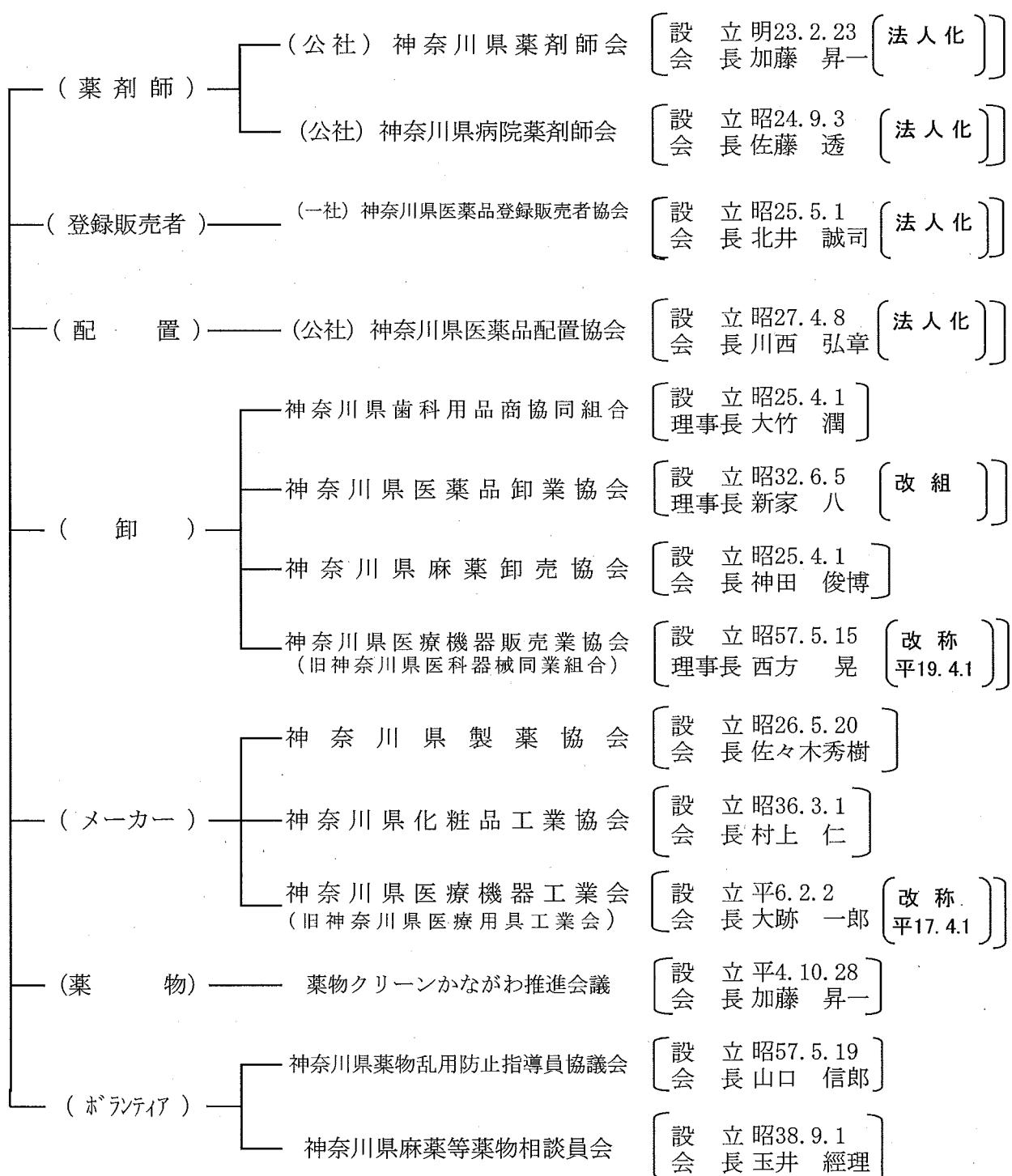
神奈川県後発医薬品使用促進協議会委員名簿 (平成28年6月現在)

区分	氏名	役職
学識経験者	有山良一	横浜市総合保健医療センター診療部課長
	丸山一雄	帝京大学薬学部主任教授
	山口知明	横浜薬科大学教授
関係団体	小池博文	神奈川県病院薬剤師会理事
	後藤知良	神奈川県薬剤師会副会長
	小松幹一郎	神奈川県病院協会副会長
	笛生正人	神奈川県医師会理事
	土屋松美	神奈川県歯科医師会副会長
	久松栄一	日本ジェネリック製薬協会総務委員
	吉原利夫	全国健康保険協会神奈川県支部長
	米山良行	神奈川県医薬品卸業協会副理事長
県民その他	河野千賀子	公募委員
	松尾美智代	神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬務関係団体組織図

平成28年6月現在



薬務課関係公益法人一覧表

平成28年6月現在

法 人 名	代 表 者 名	設 立 年 月 日	備 考
(公社)神奈川県薬剤師会 横浜市磯子区西町14-11	会長 加藤 昇一	昭和25年7月10日	045 761-3241
(一社)横須賀市薬剤師会 横須賀市日の出町2-3-2	会長 高橋 達也	昭和48年3月2日	046 823-8832
(一社)横浜市薬剤師会 横浜市磯子区西町14-11	会長 寺師 三千彦	昭和49年2月1日	045 761-7840
(公社)相模原市薬剤師会 相模原市富士見6-1-1	会長 小川 譲	昭和50年4月8日	042 756-1502
(公社)大和綾瀬薬剤師会 大和市南林間1-7-9	会長 大塚 孝明	昭和52年1月1日	046 276-7805
(一社)藤沢市薬剤師会 藤沢市藤沢921	会長 斎藤 祐一	昭和53年4月3日	0466 22-8664
(公社)平塚中郡薬剤師会 平塚市東豊田448-3	会長 今井 裕久	昭和54年3月9日	0463 26-8500
(公社)神奈川県医薬品配置協会 横浜市磯子区西町14-11	会長 川西 弘章	昭和55年1月26日	045 753-2361
(一社)神奈川県医薬品登録販売者協会 横浜市磯子区西町14-11	会長 北井 誠司	昭和55年3月1日	045 755-0200
(一社)川崎市薬剤師会 川崎市川崎区富士見1-1-1	会長 鳴 元	昭和56年10月20日	044 211-2325
(一社)茅ヶ崎寒川薬剤師会 茅ヶ崎市本村5-9-5	会長 木下 泰男	昭和56年11月24日	0467 51-4711
(公社)小田原薬剤師会 小田原市栄町2-13-1	会長 加藤 孝	昭和57年6月21日	0465 23-2658
(一社)伊勢原市薬剤師会 伊勢原市伊勢原2-7-31	会長 橋 口 章	昭和59年5月4日	0463 96-0317
(公社)泉区薬事センター 横浜市泉区中田北1-9-8	理事長 藤原 文子	昭和63年3月22日	045 801-3666
(公社)神奈川県病院薬剤師会 横浜市磯子区西町14-11	会長 佐藤 透	平成7年7月4日	045 761-3345
(公社)緑区薬事センター 横浜市緑区中山町1156-6	理事長 塩田 修司	平成7年7月13日	045 937-2200

処方せん発行枚数、受取薬局・分業率の推移

年 度	処方せん(社保・国保)			指 数		薬局数 (A)	保険 薬局数 (A)	請 求 薬局数 (B)	請 求 薬局率 (B/A) %	分業率 (処方せん 受取率) %
	枚数(万枚)	金 額	金 額 (百 万 円)	枚数	金額					
2015 (H27)	6,007	484,198,031,567	4841億98百万円	5,461	28,283	3,769	3,688	3,678	99.7%	80.5
2014 (H26)	5,901	445,453,791,270	4454億53百万円	5,365	26,019	3,724	3,663	3,603	98.4%	79.6
2013 (H25)	5,846	436,991,273,523	4369億91百万円	5,315	25,525	3,680	3,618	3,559	98.4%	79.0
2012 (H24)	5,849	415,629,576,082	4156億29百万円	5,317	24,277	3,610	3,547	3,451	97.3%	78.8
2011 (H23)	5,759	411,096,367,338	4110億96百万円	5,235	24,013	3,506	3,457	3,343	96.7%	78.6
2010 (H22)	5,686	380,853,649,625	3808億53百万円	5,169	22,246	3,444	3,403	3,260	95.8%	77.1
2009 (H21)	5,440	365,750,340,303	3657億50百万円	4,945	21,364	3,392	3,372	3,158	93.7%	74.7
2008 (H20)	5,411	341,772,000,000	3417億72百万円	4,919	19,963	3,370	3,304	3,164	95.8%	73.9
2007 (H19)	5,206	312,699,000,000	3126億99百万円	4,733	18,265	3,310	3,239	3,096	95.6%	72.1
2006 (H18)	5,171	296,904,000,000	2969億4百万円	4,701	17,343	3,305	3,209	3,035	94.6%	71.2
2005 (H17)	5,096	290,508,000,000	2905億8百万円	4,633	16,969	3,219	3,143	2,981	94.8%	70.3
2004 (H16)	4,872	262,409,000,000	2624億9百万円	4,429	15,328	3,232	3,092	2,925	94.6%	70.7
2003 (H15)	4,705	244,238,000,000	2442億38百万円	4,277	14,266	3,188	3,026	2,841	93.9%	68.6
2002 (H14)	4,605	222,633,000,000	2226億33百万円	4,186	13,004	3,143	2,979	2,743	92.1%	65.9
2001 (H13)	4,484	207,441,000,000	2074億41百万円	4,076	12,117	3,091	2,928	2,687	91.8%	61.7
2000 (H12)	4,095	179,215,000,000	1792億15百万円	3,723	10,468	3,039	2,886	2,609	90.4%	56.2
1999 (H11)	3,668	150,527,000,000	1505億27百万円	3,335	8,792	2,887	2,735	2,426	88.7%	50.1
1998 (H10)	3,345	127,663,000,000	1276億63百万円	3,041	7,457	2,809	2,706	2,282	84.3%	45.4
1997 (H9)	2,937	116,295,000,000	1162億95百万円	2,670	6,793	2,743	2,666	2,153	80.8%	41.2
1996 (H8)	2,681	104,507,000,000	1045億7百万円	2,437	6,104	2,642	2,558	2,033	79.5%	37.5
1995 (H7)	2,468	97,508,000,000	975億8百万円	2,244	5,696	2,540	2,436	1,818	74.6%	35.0
1994 (H6)	2,261	84,235,000,000	842億35百万円	2,055	4,920	2,472	2,426	1,707	70.4%	32.7
1993 (H5)	2,019	72,923,000,000	729億23百万円	1,835	4,260	2,421	2,344	1,588	67.7%	30.1
1992 (H4)	1,876	62,681,000,000	626億81百万円	1,705	3,661	2,369	2,305	1,503	65.2%	28.2
1991 (H3)	1,683	55,074,000,000	550億74百万円	1,530	3,217	2,343	2,275	1,430	62.9%	26.0
1990 (H2)	1,537	47,888,000,000	478億88百万円	1,397	2,797	2,332	2,264	1,367	60.4%	24.5
1989 (H1)	1,406	43,254,000,000	432億54百万円	1,278	2,527	2,325	2,163	1,280	59.2%	22.9
1988 (S63)	1,299	37,500,000,000	375億-百万円	1,181	2,190	2,269	2,079	1,221	58.7%	21.2
1985 (S60)	1,008	25,218,000,000	252億18百万円	916	1,473	2,157	1,915	1,104	57.7%	—
1980 (S55)	493	14,742,000,000	147億42百万円	448	861	1,904	1,697	705	41.5%	—
1975 (S50)	110	1,712,000,000	17億12百万円	100	100	1,612	1,303	441	33.8%	—

(薬務課調査)

薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移

年 度	薬剤師数	薬局・医薬品販売業者数						
		薬局	一般(*1)	卸(*2)	薬種商	特 例	配 置	
2015 (H27)	-	3,770	1,365	583	1	1	232	5,952
2014 (H26)	-	3,724	1,353	579	3	2	243	5,904
2013 (H25)	-	3,680	1,307	577	3	2	243	5,812
2012 (H24)	20,212	3,610	1,251	581	3	4	254	5,703
2011 (H23)	-	3,506	1,179	557	4	46	265	5,557
2010 (H22)	19,610	3,444	1,179	506	3	86	288	5,506
2009 (H21)	-	3,392	1,092	454	52	137	290	5,417
2008 (H20)	17,650	3,370	913	413	171	169	301	5,337
2007 (H19)	-	3,310	930	417	191	168	301	5,317
2006 (H18)	16,507	3,305	923	420	204	168	303	5,323
2005 (H17)	-	3,218	943	412	213	172	315	5,273
2004 (H16)	15,672	3,232	948	426	228	185	383	5,402
2003 (H15)	-	3,188	1,006	425	254	198	378	5,449
2002 (H14)	14,930	3,143	1,004	437	263	200	395	5,442
2001 (H13)	-	3,091	1,034	437	276	186	390	5,414
2000 (H12)	14,147	3,039	1,052	437	288	179	396	5,391
1999 (H11)	-	2,887	1,100	436	302	178	404	5,307
1998 (H10)	13,033	2,809	1,095	450	326	178	418	5,276
1997 (H9)	-	2,743	1,127	446	337	178	430	5,261
1996 (H8)	12,213	2,642	1,139	452	351	183	451	5,218
1995 (H7)	-	2,540	1,093	448	377	180	450	5,088
1994 (H6)	11,003	2,472	1,060	453	400	181	459	5,025
1993 (H5)	-	2,421	1,022	440	405	179	471	4,938
1992 (H4)	9,868	2,369	983	451	419	182	487	4,891
1991 (H3)	-	2,343	949	441	433	183	503	4,852
1990 (H2)	9,042	2,332	890	428	443	184	530	4,807
1989 (H1)	-	2,325	873	411	467	190	569	4,835
1988 (S63)	8,330	2,269	820	403	474	190	572	4,728
1987 (S62)	-	2,232	764	385	472	190	570	4,613
1986 (S61)	7,912	2,201	698	366	480	191	559	4,495
1985 (S60)	-	2,157	672	366	487	199	560	4,441
1984 (S59)	7,340	2,103	646	359	487	197	553	4,345
1983 (S58)	-	2,050	653	324	481	204	552	4,264
1982 (S57)	7,082	2,034	658	302	485	198	542	4,219
1981 (S56)	6,879	1,969	693	244	457	180	595	4,138
1980 (S55)	6,664	1,904	736	206	459	174	591	4,070
1979 (S54)	6,373	1,821	733	201	448	165	576	3,944
1978 (S53)	6,513	1,760	715	180	431	171	614	3,871
1977 (S52)	6,385	1,710	686	162	411	268	640	3,877
1976 (S51)	6,466	1,658	661	172	395	263	640	3,789
1975 (S50)	6,323	1,612	634	170	368	281	620	3,685
1974 (S49)	6,027	1,535	688	177	334	375	645	3,754
1973 (S48)	5,689	1,487	699	454	289	365	640	3,934
1972 (S47)	5,324	1,460	689	136	290	361	615	3,551
1971 (S46)	5,024	1,426	724	109	245	359	640	3,503
1970 (S45)	4,490	1,373	685	93	247	403	608	3,409
1969 (S44)	4,123	1,314	611	73	216	406	583	3,203
1968 (S43)	3,927	1,273	496	63	199	448	596	3,075
1967 (S42)	3,664	1,287	428	53	178	438	560	2,944
1966 (S41)	3,686	1,148	414	41	182	478	567	2,830
1965 (S40)	3,350	1,082	385		182	447	568	2,664
1964 (S39)	3,234	1,037	335		188	477	594	2,631

(注1) 数字は、各年度末現在。

(注2) 薬剤師届出は、S57年から各年実施。年末現在数。

(注3) 参考文献：衛生統計年報（S30～）、衛生行政の概要（S40～）、薬務行政の概要（S50～）

(注4) H21年度より、(*1)：店舗販売業、(*2)：卸売販売業として計上

献血者数と献血量の推移

年 度	献 血 者 数 (人)			献血量(ℓ)	
	200mL献血	400mL献血	成 分 献 血		
2015 (H27)	297,871	12,612	196,258	89,001	120,669
2014 (H26)	296,828	13,157	195,058	88,613	108,047
2013 (H25)	301,114	14,905	194,965	91,244	121,419
2012 (H24)	306,426	10,500	195,457	100,469	126,028
2011 (H23)	302,104	6,842	196,770	98,492	123,729
2010 (H22)	307,166	6,369	195,971	104,826	127,724
2009 (H21)	316,864	4,377	189,622	122,865	135,763
2008 (H20)	310,533	5,301	184,989	120,243	126,199
2007 (H19)	291,750	9,920	183,814	98,016	116,816
2006 (H18)	273,290	17,369	174,395	81,526	107,153
2005 (H17)	279,706	14,438	174,088	91,180	110,968
2004 (H16)	294,459	11,716	173,852	108,891	118,655
2003 (H15)	305,193	11,799	178,007	115,387	124,172
2002 (H14)	312,385	18,366	176,102	117,917	127,351
2001 (H13)	315,937	33,576	167,417	114,944	116,472
2000 (H12)	306,168	44,204	159,774	102,190	109,055
1999 (H11)	316,497	49,510	165,780	101,207	112,843
1998 (H10)	318,674	64,151	152,589	101,934	109,341
1997 (H9)	316,180	79,434	149,716	87,030	104,263
1996 (H8)	308,849	93,857	145,043	69,949	96,893
1995 (H7)	320,649	103,693	145,291	71,665	98,966
1994 (H6)	371,005	145,493	139,051	86,461	114,811
1993 (H5)	389,583	212,612	106,487	70,484	112,578
1992 (H4)	395,513	247,573	94,176	53,764	108,138
1991 (H3)	406,723	274,394	95,089	37,240	107,740
1990 (H2)	389,074	303,801	69,000	16,273	94,869
1989 (H1)	385,759	324,038	57,856	3,865	89,496
1988 (S63)	405,411	354,631	50,097	683	91,238
1987 (S62)	424,809	384,634	39,853	322	92,997
1986 (S61)	454,187	429,244	24,837	106	95,826
1985 (S60)	467,096	467,096			93,419
1984 (S59)	464,444	464,444			92,889
1983 (S58)	444,109	444,109			88,822
1982 (S57)	433,966	433,966			86,793
1981 (S56)	412,378	412,378			82,476
1980 (S55)	352,749	352,749			70,550
1979 (S54)	297,672	297,672			59,534
1978 (S53)	280,276	280,276			56,055
1977 (S52)	257,792	257,792			51,558
1976 (S51)	232,304	232,304			46,461
1975 (S50)	208,729	208,729			41,746
1974 (S49)	199,742	199,742			39,948
1973 (S48)	186,347	186,347			37,269
1972 (S47)	166,115	166,115			33,223
1971 (S46)	153,849	153,849			30,770
1970 (S45)	151,065	151,065			30,213
1969 (S44)	136,921	136,921			27,384
1968 (S43)	121,163	121,163			24,233
1967 (S42)	103,106	103,106			20,621
1966 (S41)	62,169	62,169			12,434
1965 (S40)	28,852	28,852			5,770

※神奈川県赤十字血液センター平成27年度資料





神奈川県

保健福祉局生活衛生部薬務課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)